島根県美濃郡美都町埋蔵文化財調査報告書Ⅲ

－益美地区中山間地域総合整備事業（丸茂原）に伴う発掘調査報告－

森　下　遺　跡

２００４年３月

美都町教育委員会

島根県美濃郡美都町埋蔵文化財調査報告書Ⅲ

－益美地区中山間地域総合整備事業（丸茂原）に伴う発掘調査報告－

森　下　遺　跡

２００４年３月

美都町教育委員会

序

益田市の南東に位置するわが美都町は益田川の清流に面した自然豊かな町であります。このような土地に古くから人々の居住と往来があったことは十分に予測された処であり、一部の古文書の記載にもその片鱗がうかがえたところであります。

しかしながら、そうしたことを徴する歴史的遺産、あるいは種々の文化財の存在はあまり知られておらず、わずかに三谷古墳群や都茂鉱山遺跡等が目立つに過ぎませんでした。ところが、近年の地域開発にともなう土木事業によって刮目される埋蔵文化財が次々と発見され、町の歴史に一時期を画することとなってまいりました。わけても小原地区の粟島原遺跡、仙道地区の東仙道土居遺跡、同地区酒屋原遺跡、都茂地区大年ノ元遺跡等の発掘調査では中世の墓地、屋敷地、金属製（精）錬の跡が掘り出され、その内容から中世益田氏との関連がいちだんと注目を集めるところとなりました。

ここに報告する丸茂地区の森下遺跡もこの地に盤踞した中世土豪丸茂氏の館跡であることが判明し、上記の各遺跡とともに中世期における丸茂地区一帯の政治状況と益田氏の領域支配を解き明かす研究に新たな史料を提供することとなりました。

美都町教育委員会においては、森下遺跡の重要性に鑑みて必要な調査を行い、その成果を斯界に広く伝えるために本報告書を刊行することにいたしました。大方に於かれましては本書によって中世期における丸茂氏とその直轄地の動静や美都町域全体の歴史に理解と深い関心を寄せられますよう念ずる次第であります。

なお、遺跡の調査から本書の公刊までには多くの関係者の協力と支援をいただきましたことを記し、厚く感謝の辞を申し上げます。

平成16年 3 月

美都町教育委員会

教育長　山　鳥　俊　文

例　　言

1．本書は、島根県益田農林振興センターの委託を受けて、島根県美都町教育委員会が平成13年度に行った益美地区中山間地域総合整備事業に伴う、森下遺跡（島根県美濃郡美都町大字丸茂所在）の発掘調査報告書である。

2．調査は、島根県教育委員会文化財課の指導と協力を得て次のような体制で実施した。

調査指導	島根県教育委員会文化財課	椿　真治
	島根県文化財保護審議会委員	田中　義昭
事務局	美都町教育委員会教育長	山鳥　俊文
	美都町教育委員会総務課長	高橋　和則（平成14年10月１日から）
	〃	潮　良子（平成13年度）
調査員	美都町教育委員会総務課長補佐	河野　敏弘
	美都町教育委員会総務課主事	大野　芳典

3．本書の執筆・編集は河野敏弘の指示の下、大野芳典が行った。作業の遂行に当っては田中義昭氏と同氏主宰の「いなか舎」の協力を得た。

4．発掘作業に従事していただいた方は次のとおりである。（敬称略）
梅津照子　岡原良夫　河野節枝　斉藤　登　澄川富雄　高橋忠雄　火脚久子　藤岡千鶴子　屋敷トシ子

5．森下遺跡の位置は北緯34度40分15秒、東経132度00分32秒。なお、報告書の挿図中の方位は磁北を指す。

6．調査実施に当たり協力・教示いただいた方は次のとおりである。芳名を記してお礼を申し上げる。（敬称略）
榊原博英（浜田市教育委員会主任主事）　田中義昭　椿　真治　西尾克己（島根県教育委員会文化財課主査）　松本美樹（益田市教育委員会主事）　村上　勇（広島県立美術館副館長）

7．出土品の整理作業については、以下の者が従事した。（敬称略）
長田英司　升岡千鶴

8．遺物の実測図作成と浄書は、大野の指示により以下の者が行った。
井上喜代女　福原恭子　藤原　舞　村田理恵

9．本書で使用した遺構略号は次のとおりである。
Ｐ（柱穴）　ＳＤ（溝）　ＳＢ（建物）　ＳＫ（土坑）

10．収載の遺跡に関する写真は、河野敏弘、大野芳典が撮影した。遺物撮影は会下和宏氏（島根大学埋文センター）と整理作業員の協力を得て大野が行った。

11．森下遺跡の性格付けに関連して井上寛司氏（大阪工業大学教授）と寺井　毅氏（JA島根共済）から玉稿をいただいた。感謝を申し上げる。

12．本遺跡に関する調査記録と出土品は美都町教育委員会において保管している。

〔本文目次〕

第１章　調査に至る経緯 …… 1

第２章　遺跡の位置と歴史的環境 …… 2
１．地理的環境 …… 2
２．町内遺跡の分布状況とその歴史的背景 …… 2
３．調査対象地周辺（丸茂地区）の歴史的環境 …… 4

第３章　調査の概要及び検出遺構 …… 13
１．調査の概要 …… 13
２．検出された遺構 …… 14
（１）建物跡 …… 14
（２）その他の遺構 …… 15
３．その他 …… 15

第４章　出土遺物 …… 16
１．陶磁器類 …… 16
２．土器・陶磁器類以外の遺物 …… 17

第５章　まとめ …… 20
１．建物跡及び出土遺物について …… 20
２．森下遺跡と丸茂城跡 …… 21
３．おわりに …… 21

特論１　井上寛司　「中世の丸毛郷（別符）と丸毛氏
－『安富家文書』の紹介をかねて－」 …… 31
特論２　寺井　毅　「美都町丸茂城跡に関する考察」 …… 45

表紙カットは丸茂氏の花押

〔挿図目次〕

第１図　森下遺跡の位置 …… 1
第２図　森下遺跡の位置と町内遺構分布図と周辺の遺跡 …… 6～7
第３図　森下遺跡と周辺の地形（Ｓ＝1／10.000） …… 10
第４図　森下遺跡遺構配置図 …… 11
第５図　２区南北方向の土層図（Ｓ＝1／50） …… 12
第６図　ＳＢ01、ＳＢ02平面図・断面図 …… 22
第７図　ＳＢ03平面図・断面図 …… 23
第８図　ＳＢ04掘立柱建物跡 平面図・断面図 …… 24
第９図　出土土器・陶磁器実測図（その１） …… 25
第10図　出土土器・陶磁器実測図（その２） …… 26
第11図　出土土器・陶磁器実測図（その３） …… 27
第12図　出土土器・陶磁器実測図（その４） …… 28
第13図　出土土器・陶磁器・その他の遺物実測図（その５） …… 29
第14図　出土古銭拓影（その６） …… 30

〔表 目 次〕

第１表　美都町内遺跡一覧表 …… 8
第２表　森下遺跡出土遺物観察表 …… 18

第１章　調査に至る経緯

美都町教育委員会は、「益美地区中山間地域総合整備事業」に関する「丸茂原」地域圃場整備の実施に伴い、平成10年９月７日付けで島根県益田農林振興センターより事業計画地一帯の埋蔵文化財分布調査の依頼を受けた。これにより平成11年11月17日より平成12年３月27日にかけて分布調査を行い、２箇所で遺跡の所在が明らかになった。この中、同地区の南方山裾付近については水田面よりやや高い部分に等高線沿いに広い平坦面があり（第１地点）、遺物の散布がみられたので引き続き試掘調査を行った。その結果、調査範囲から柱穴と思われるピットが検出され、中世土師器、中国製青磁、白磁等の遺物が出土して中世の遺跡であることが確定されるに至った。そこでこれらの結果をもとに事業者と本遺跡の取扱について協議し、施工上止む得ない箇所は「記録保存」で対処し、残りの箇所は埋め土による保存で対処することとなった。なお、遺跡の名称は当該地名から「森下遺跡」（もりのしたいせき）とした。

本調査については平成13年５月２日付けで島根県教委に埋蔵文化財発掘調査に係る書類を提出し、同年５月より開始し、同年９月をもって現地調査を終了した。この間、６月12日には県教育委員会文化財課の椿主事が来跡され、さらに７月11日には島根県文化財保護審議会委員の田中義昭氏が、つづいて、８月16日には椿氏が田中氏と同伴で再度来跡されて指導をいただいている。調査終了に当っては現地説明会を開催して遺跡の内容と重要性を町民に解説した。その際、益田市教育委員会の松本美樹（旧姓細田）氏に出土陶磁器類の鑑定をお願いした。

本調査の成果としては、掘立柱建物跡２棟、礎石建物跡２棟、集石遺構等を検出し、中国製陶磁器・中世土師器等多量の遺物が得られている。こうした事実から本遺跡が中世の居館的遺跡であり、一帯を領有した中世土豪丸茂氏との係わりを想起させる貴重な遺跡であることが知られたのである。

現地調査終了後の平成14年５月１日には広島県立美術館副館長の村上勇氏が、同月４日には島根県埋蔵文化財センターの西尾克己氏と浜田市教育委員会主任主事の榊原博英氏がそれぞれ来町され、森下遺跡出土の陶磁器類を中心に遺物調査に関して指導を受けた。

以上、ここに報告書を上梓するに当り調査において様々お世話になった関係機関と関係者各位に厚く御礼を申し上げる次第である。

第１図　森下遺跡の位置

第2章　遺跡の位置と歴史的環境

1．地理的環境

島根県美濃郡美都町は、島根県の西部、中国山地の嶺線に近い山間地帯に位置し、東と南に匹見町、西に圏域の中心都市益田市、北で那賀郡三隅町、同郡弥栄村と接し、東西15.8㎞、南北11.6㎞、総面積は132.64㎢である。町域は、地形的には標高989.2mの春日山を最高峰として、東に琵琶石岳、南に飯盛山など比較的高峰が東南部に連なり、これら山々に囲まれた山地帯が急峻な斜面をなし、町面積の87％が林野で占められている。

主な河川は、春日山を水源とする益田川が町の中央部を西下し、同山北東部を水源とする板井川、矢原川及び丸茂川が北北西に流れ出て三隅川に合流している。生活域はこれら河川の流域に形成された盆地状の平地に展開する。すなわち、西から益田川筋の東仙道地区、都茂地区、矢原川筋の二川地区からなっており、今回調査を行った森下遺跡は、都茂地区に属するが、地形状は矢原川支流の丸茂川上流に位置しているので、水系的には三隅川流域に属するとすべきであろう。

2．町内遺跡の分布状況とその歴史的背景

遺跡の分布は、町内全域にわたっており、町内最古の遺跡としては、石斧や縄文時代晩期の土器が出土した二川地区の本郷遺跡（第2図49、以下遺跡番号で示す）があげられる。この石器は昭和63年に二川地区圃場整備において発見された。石材は安山岩で、時期は今から3千年前のものと推定されている。また、黒曜石製石鏃、弥生土器、須恵器、そして中世の湖洲鏡も出土しており、縄文時代晩期から中世に至る二川地区の中心的遺跡とみられる。仙道地区の酒屋原遺跡（60）、前遺跡（61）からも縄文時代晩期の土器が出土している。今後、調査が進めば町域において、縄文時代はいうまでもなく旧石器時代の遺跡が発見される可能性があり、美都町の歴史が数万年の昔に溯ることは十分予測されるところである。

稲作農業が到来した弥生時代の遺跡発見も近時増加しつつある。酒屋原遺跡からは前期弥生土器の破片が見つかっている。中・後期の遺跡としては都茂地区屋敷平の唐干田遺跡（64）、大年ノ元遺跡（65）、二川地区の本郷遺跡が挙げられる。唐干田遺跡からはかなりまとまった量の中・後期の弥生土器が出土しているが、これらは傾斜面に堆積した土層から検出されており、上方から流れ込みと思われる。近くにこの時期の集落が存在したことは疑いない。弥生時代の遺跡は各地区で発見され、河川沿いの低平地で広く稲作農業が行なわれたことを物語っている。

古墳時代については後期の横穴式石室を主体部にもつ古墳が三谷地区に存在している。三谷古墳と命名されたこの古墳群（4）は2基の古墳からなる。三谷川沿いの南向き急斜面に営まれた「山寄せ」の古墳で、石室は玄室と羨道の境のない胴長形割石積みである。本古墳出土とする須恵器群（蓋坏、高坏、長頸壺）があり、その形状から7世紀前葉の築造が考えられる。三谷古墳より1㎞下流には小原古墳（6）がある。小規模な円墳2基が存在していた。都茂地区の屋敷平横穴古墳（3）もほぼ同時期の遺跡と考えられる。二川地区の「お熊ごろ」古墳（2）は石積墳丘の円墳とされる。これらの古墳は主要河川の屈曲する部分に形成された古代集落を背景とする墳墓であり、その被葬者は谷筋を支配領域とする村落的首長層と推定できる。

奈良・平安時代になると、承和３（西暦836）年、「丸山銅山」が発見されたことを契機として美都町全体に本格的な地域開発の熱が高まってきたことが知られる。東仙道地区においては酒屋原遺跡において貴重な発見があった。この遺跡は益田川両岸の平地を見下ろす高台にあり、多数の古代須恵器と円面硯数点が出土し、古代末から中世前半の大規模な掘立柱建物跡、石列遺構と中国製陶磁器、中世土師器も大量に出土している。古代から中世にわたる地方の役所的遺跡の色彩が濃厚で仙道地区一帯を管轄する政治がここで行われていたと推定できる。都茂地区屋敷平の唐干田遺跡、大年ノ元遺跡、二川地区本郷遺跡からも古代から中世にわたる土器が発見されており、それぞれの地区で中核的な集落が存続・発展しつつある様相が垣間見られる。

中世以降の遺跡としては集落遺跡、古墓、山城跡などが確認されている。三谷川と益田川の合流点付近に位置する東仙道土居遺跡（58）は酒屋原遺跡とともにおおいに注目される遺跡である。酒屋原遺跡の北西約300ｍにあるこの遺跡は14世紀代に営まれた土豪の墳墓遺跡で、五輪塔や宝篋印塔と火葬骨を納めた陶器が出土している。山裾を切り込んで回廊状の壇を造り、小割石を敷き詰めて墓域としている。ここに横並び状態で石塔が立てられ、中国製の四耳壺や常滑系統の骨蔵器が埋設されていた。中世前半期を中心として仙道地区に有力な土豪勢力が盤踞していたことが想定される。小原地区の粟島原遺跡（57）も河岸段丘上で発見された中世墳墓である。箱形棺の内部からは白磁皿や同安窯系の青磁碗が出土している。都茂地区では、唐干田遺跡で中世土師器や中国製陶磁器片が検出されているが、遺構とともに多数の遺物が出土したのは大年ノ元遺跡である。この遺跡は都茂川と益田川の合流地に近い扇状地上に広がっており、銅製（精）錬に関係する小型の方形竪穴状建物跡や掘立柱建物跡数棟が検出されている。一帯からは煎餅状態の円形製（精）錬滓が密集状態で出土し、中世後半の土器や中国製陶磁器も少なからず得られている。都茂丸山銅山の操業と密接に繋がる生産遺跡ということができよう。さらに、ここに報告する森下遺跡（1）は同じく中世期の顕著な居館的遺跡で、北向きの斜面裾近くを壇状に加工して掘立柱建物跡、礎石建物跡が多くの中世土器・陶磁器をともなって検出されている。

山城跡は概ね標高200～300ｍ程度の丘陵頂部に立地し、そこから派生する尾根を削平して郭を形成している。代表的な遺跡としては二川地区の板井川城跡（16）、都茂地区の丸茂城跡（19）・城ヶ谷城跡（54）、東仙道地区の四ツ山城跡（22）・背戸山城跡（56）等が挙げられる。いずれの遺跡も地区の入口付近から盆地状の平地を見下せる位置に立地している。

銅山経営の発展により、都茂地区、中でも大字山本地区は江戸時代には大森銀山の支配下にあって石見部でも数少ない「銀山天領地」として隆盛を極めたと伝えられている。能登川の谷沿いに残る屋敷跡・寺院跡等には銅の採掘と製（精）錬に関係するものが多々存在すると考えられる。また、板井川の左岸にある夏山墓地は近世庄屋一族の墓所として町指定史跡になっている。なお、東仙道地区は浜田藩政区、二川地区は津和野藩政区として明治時代へ至る。

美都町内で所在が確認されている遺跡の総数は現在70余箇所に登る。その中でもっとも発見数が多いのは製鉄関連遺跡で25箇所が登録されている。これらの詳細は不明であるが、他地の例に照らすと概ね中・近世に営まれた「たたら」跡もしくは銅製（精）錬に関わる遺跡と考えられる。今後これらの詳細調査も必要であろう。

昭和期には、他に産業の無い町にとって、鉱山は主要産業としての役割を果たし、町の経済を支えてきた。戦後最盛期の昭和48年には、経営会社の従業員数は260人を数えていた。昭和62年

全面閉山に至ったが、人的にも文化的にも町に与えた影響は非常に大きいものであった。

3．調査対象地周辺（丸茂地区）の歴史的環境

本遺跡周辺について、古代遺跡は確認されていない。わずかに縄文土器や弥生土器などが畑や水田から採取されている。これらは偶然の機会に得られたもので詳細な調査による遺跡の判定や性格の掌握が今後の課題である。森下遺跡の北約500mにある丸茂宮ノ下遺跡（62）では須恵器、土師器、陶磁器等が出土しており、古墳時代から中世に及ぶ生活跡の存在が推測できる。森下遺跡との関係も気になるところであろう。

文献史料によれば、丸茂地区は美都町の東部に位置した国衙領で北側は那賀郡三隅郷（三隅町）、西側は津毛別符（津毛郷）と接する。南北朝期まで丸毛別符、戦国期には丸毛郷と称された。今のところ、当地の資料初見は、「源範頼安堵下文案」（益田家文書）に、元暦元（西暦1184）年11月25日、益田兼高が源平合戦の功により疋見丸茂別符・上津毛別符を安堵されたとある。

丸茂氏は、益田氏５代兼季が長子兼時に家督を譲った頃、四男兼忠が丸茂別符地頭職を与えられ、丸茂氏を称したのが始まりという。『石見国由来記』には、建長２（西暦1250）年、閑院内裏造営にあたり、益田氏６代兼時は北条時頼の命により材木粮米輸送のため、弟丸茂兼忠を奉行とし、浜田岩峠港（外浦港）から京都まで運送する大役をつとめたこと、また丸茂田原に厳島大明神を勧請したことが伝えられている。その後丸茂氏は鎌倉末～南北朝初期に断絶してしまったらしく、事後は長野庄安富郷（益田市）の安富氏が継いだとされる。しかし、丸茂（安富）氏による支配も室町期には終止符が打たれ、文明元（西暦1469）年の「三隅豊信知行書立」（『益田家文書』）には丸茂郷が三隅氏の所領としてみえている。ただし、これ以前から丸茂氏は益田氏の家臣団に組み込まれ、丸茂郷に対しても益田氏の支配が及んでいたらしく、文明以後益田氏と三隅氏との間でその領有をめぐる激しい相論が展開されることとなった。

本遺跡の谷を挟んで西側には先述の丸茂城跡が存在する。築城は13世紀初め頃と考えられ、東西の溢に挟まれた丘陵を、北側に一本、南側に三本の掘切を設け、切断して城郭を形成している。主郭の北側と北東・南西には連続竪堀を配している。これらの施設は16世紀に益田氏と毛利氏との関係が高まる中で居城である七尾城の他、毛利軍の石見進行に備えたものと考えられている。

「石州美濃郡益田元祥領検地目録」には、天正19（西暦1591）年１月11日丸茂郷（板井川地区を含む）田数85町2反320歩、畠数24町7反80歩で174屋敷　とした記述がある。

丸茂郷には昭和47年以前に「七面山」と呼ばれる小山が存在した。東洋建装株式会社創設工事のためこの山を切崩し、その土を南側の埋立用土に使用したという。その折、当時村人の花見場であったという山上には集石があり、その下から一字一石経が発見された。一字一石経は室町時代からみられ、江戸時代に盛んに供養などを目的に数千個を単位として埋納し、経塚とされた。この場所にいつの時代に埋められたのかは明らかでないが、その小山が村人の信仰の対象として崇められていたことは十分推測される。

さらに、この周辺には小字名が「土居」、「城ノ越」、「的場」など、一地域の領主の存在と支配空間を窺わせる地名が残っている。丸茂城跡、森下遺跡からはこれらの地域一望でき、三隅、二川及び都茂を結ぶ交通の要所であったことを実感でき、古来、多くの人々の往来を想像することができる。

なお、丸茂八幡宮は、古書の記録によると仁寿４（西暦854）年、美濃郡の大領檜前淡路磨が国家鎮護の為、丸茂郷と匹見郷に郷社を勧進すると書かれてあることに関連する古社とされる。

参考文献

鈴政信市著『美都町史』美都町史編さん委員会刊　1968年
内藤正中編『日本歴史地名大系33　島根県の地名』平凡社　1995年

調査風景

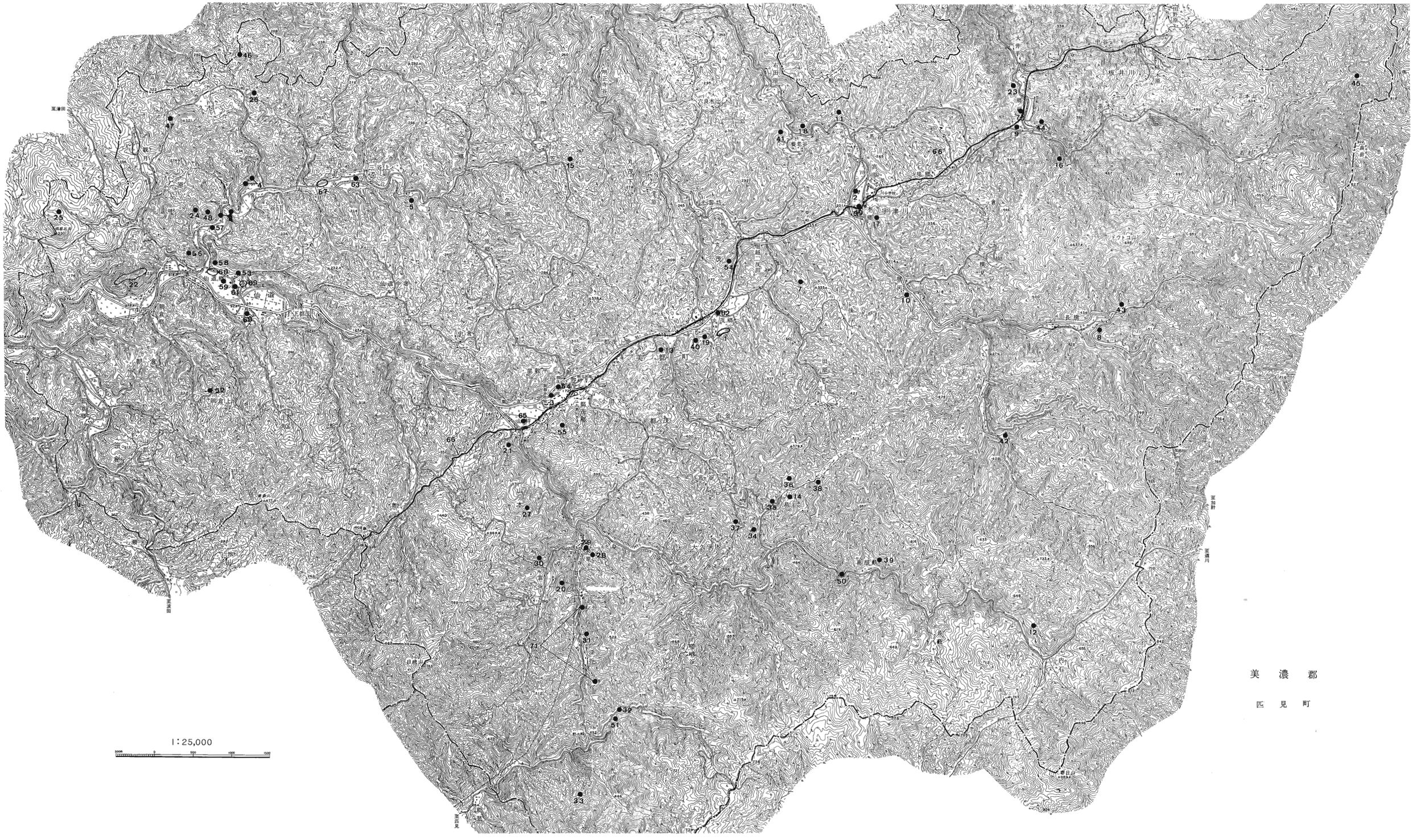

第 2 図　森下遺跡の位置と町内遺構分布図と周辺の遺跡

第１表　美都町内遺跡一覧表

番号	名　　称	種　別	概　　要
1	森下遺跡	集落跡	須恵器、土師質土器、陶磁器、石斧
2	お熊ごろ古墳	古墳	円墳、石積墳丘　消滅
3	屋敷平横穴・遺跡	横穴・散布地	土師器
4	三谷古墳群	古墳	２基
-1	三谷１号墳	古墳	円墳、須恵器
-2	三谷２号墳	古墳	円墳、須恵器
5	都賀根城跡	城跡	刀剣
6	小原古墳群	古墳	２基
-1	小原１号墳	古墳	
-2	小原２号墳	古墳	円墳
7	丸茂上経塚	経塚	
8	長橋の庵寺跡	寺院跡	
9	恵則寺跡	寺院跡	
10	道智の庵寺跡	寺院跡	
11	宗光寺跡	寺院跡	
12	赤松谷上鉾跡	製鉄遺跡	
13	古城山城跡	城跡	
14	表屋鉾跡	製鉄遺跡	
15	鉾床鉾跡	製鉄遺跡	
16	板井川城跡	城跡	山城、郭、堀切、堅堀、横穴
17	宇津川城跡	城跡	山城
18	養老谷城跡	城跡	山城
19	丸茂城跡	城跡	山城
20	入船山城跡	城跡	山城
21	要害山城跡	城跡	山城、石垣
22	四つ山城跡	城跡	山城、本丸、井戸
23	夏山墓地	古墓	五輪塔３基
24	掛所鉾跡	製鉄遺跡	
25	北ヶ溢鉾跡	製鉄遺跡	
26	新宅鉾跡	製鉄遺跡	
27	金ヶ崎鉾跡	製鉄遺跡	
28	日の迫鉾跡	製鉄遺跡	
29	金屋敷鉾跡	製鉄遺跡	
30	悪谷鉾跡	製鉄遺跡	
31	深折鉾跡	製鉄遺跡	
32	化粧谷鉾跡	製鉄遺跡	
33	吹屋床鉾跡	製鉄遺跡	
34	鍛冶屋敷鉾跡	製鉄遺跡	
35	大切鉾跡	製鉄遺跡	
36	床屋溢鉾跡	製鉄遺跡	
37	勝地鉾跡	製鉄遺跡	
38	田代鉾跡	製鉄遺跡	
39	鉾原鉾跡	製鉄遺跡	
40	馬頭鉾跡	製鉄遺跡	
41	鍛冶平鉾跡	製鉄遺跡	
42	大鳥鉾跡	製鉄遺跡	

番号	名　　称	種　別	概　　要
43	ジャレ鈩跡	製鉄遺跡	
44	森平鈩跡	製鉄遺跡	
45	腰ヶ峠鈩跡	製鉄遺跡	
46	土井山城跡	城跡	
47	久木経塚	経塚	
48	竹城跡	城跡	
49	本郷遺跡	散布地	縄文土器、石斧、石鏃 須恵器、土師器、鏡、陶磁器
50	葛根藪経塚	経塚	
51	安養寺跡	寺院跡	
52	正明寺跡	寺院跡	
53	相続庵跡	寺院跡	古墓（品川大膳）
54	城ヶ谷城跡	城跡	郭、帯郭、堀切、堅堀、横堀
55	都茂城跡	城跡	郭、帯郭、堀切、堅堀、横堀
56	背戸山城跡	城跡	郭、横堀
57	粟島原遺跡	古墓	青磁碗、白磁小皿、小壷、銅鏡、硯
58	東仙道土居遺跡	その他の墓	常滑系壷、加工石（五輪塔一部） 中国製壷、土師質壷 宝篋印塔の一部
59	水池遺跡	散布地	土師器片、須恵器片
60	酒屋原遺跡	集落跡	縄文土器、弥生土器、須恵器 陶磁器、円面硯
61	前遺跡	散布地	縄文土器片、弥生土器片、土師器片
62	丸茂宮下遺跡	散布地	須恵器、土師器、陶磁器
63	専教寺下遺跡	散布地	須恵器、土師器、青磁器
64	唐干田遺跡	散布地	土師器片、弥生土器片
65	大年ノ元遺跡	製銅遺跡	陶磁器片、土師器片
66	津和野奥筋往還	街道跡	近世街道跡
67	大石前遺跡	散布地	土師質土器、陶磁器
68	龍光遺跡	散布地	須恵器、弥生土器、土師器
69	仙道宮ノ原遺跡	散布地	土師質土器
70	土井古墓	古墓	五輪塔２基
71	都茂鉱山跡	銅山鉱跡	

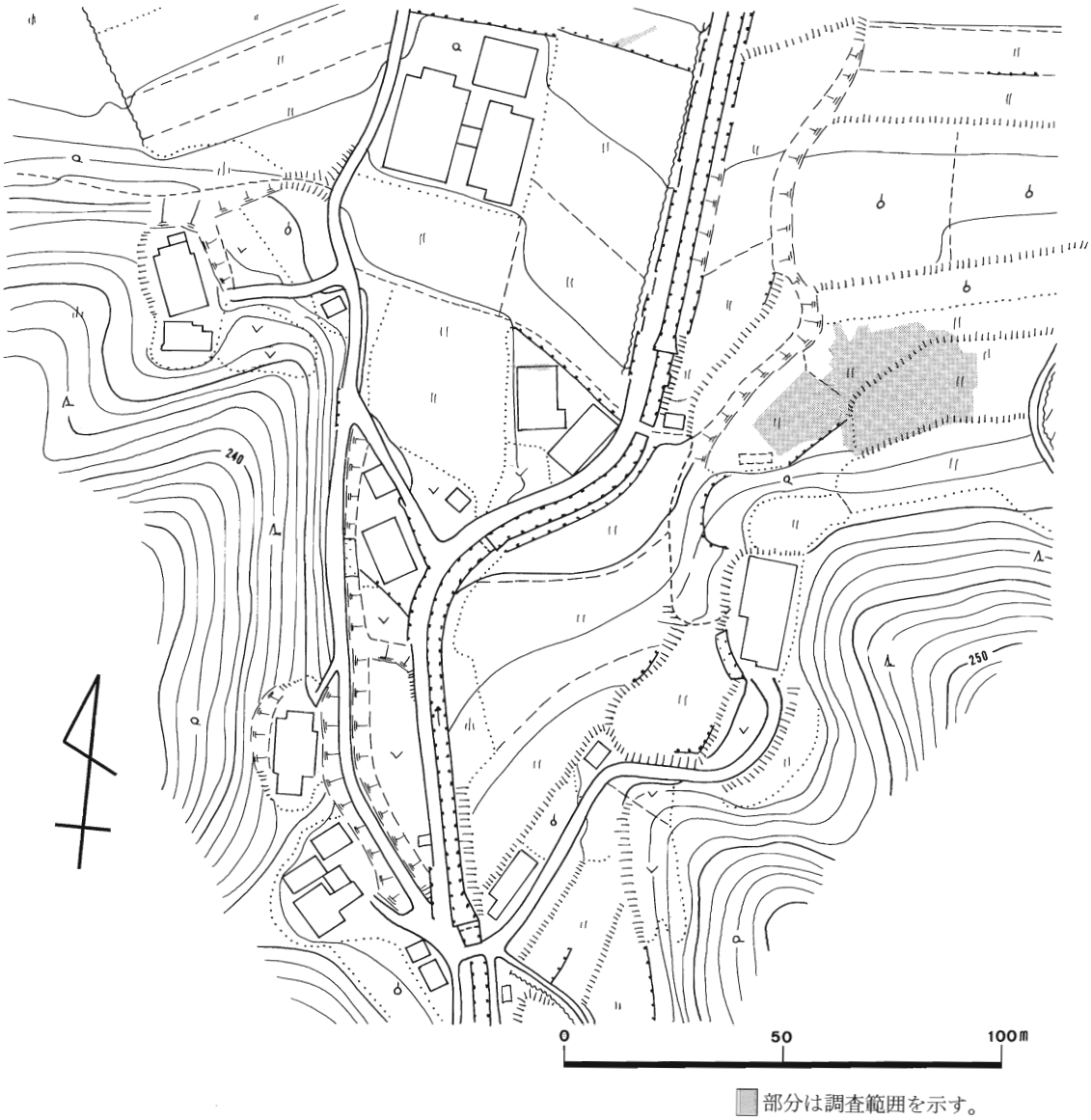

第3図　森下遺跡と周辺の地形

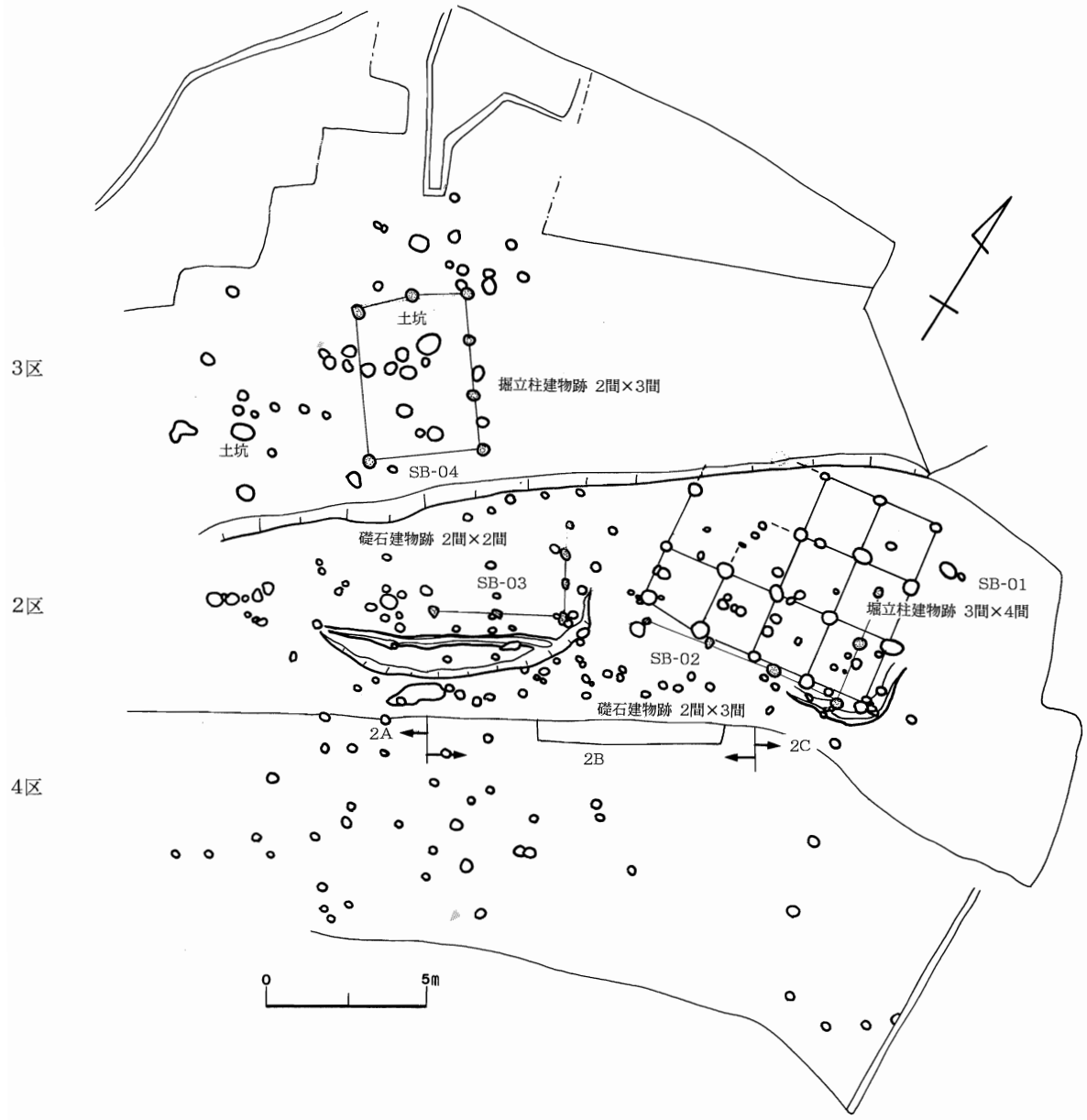

第 4 図　森下遺跡遺構配置図

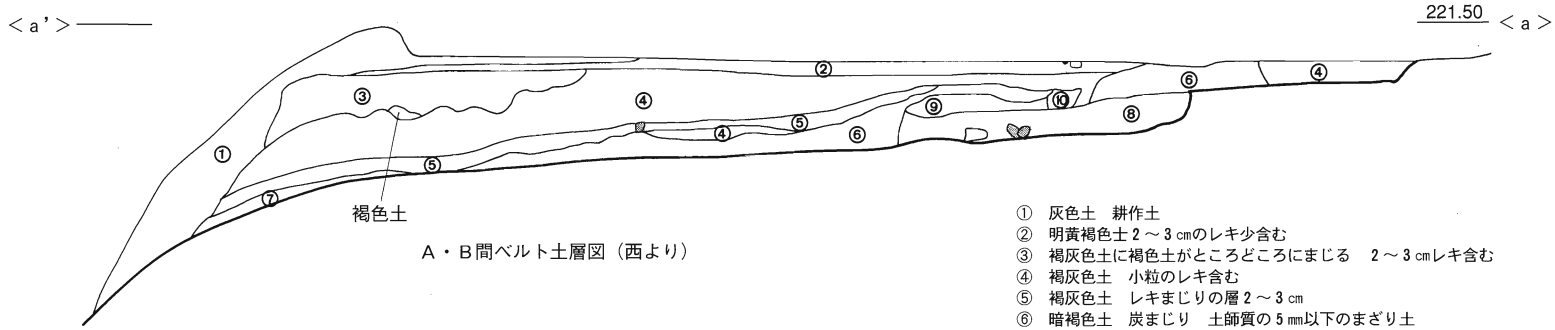

A・B間ベルト土層図（西より）

① 灰色土　耕作土
② 明黄褐色土 2～3㎝のレキ少含む
③ 褐灰色土に褐色土がところどころにまじる　2～3㎝レキ含む
④ 褐灰色土　小粒のレキ含む
⑤ 褐灰色土　レキまじりの層 2～3㎝
⑥ 暗褐色土　炭まじり　土師質の5㎜以下のまざり土
⑦ 赤褐色土
⑧ 黒褐色土に赤褐色土のまざり土　炭まじり小粒の石まじり
⑨ 燈色土
⑩ 黄橙色土

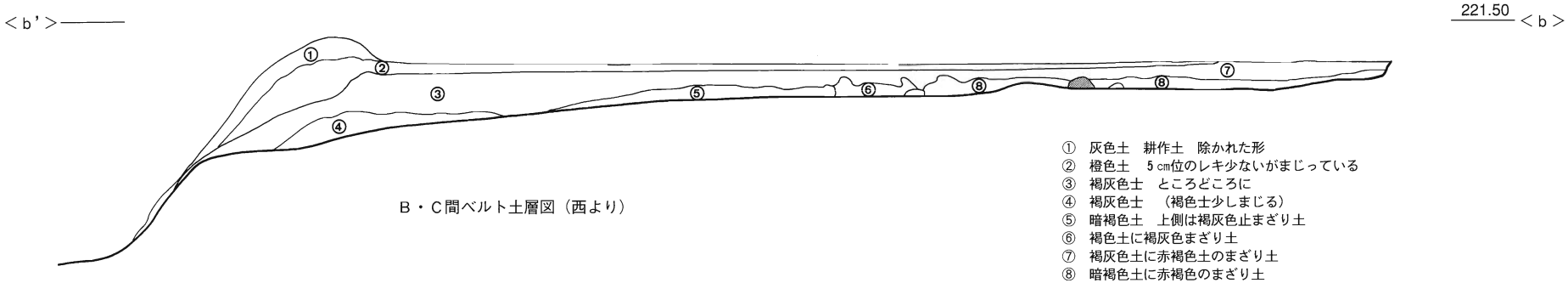

B・C間ベルト土層図（西より）

① 灰色土　耕作土　除かれた形
② 橙色土　5㎝位のレキ少ないがまじっている
③ 褐灰色土　ところどころに
④ 褐灰色土　（褐色土少しまじる）
⑤ 暗褐色土　上側は褐灰色止まざり土
⑥ 褐色土に褐灰色まざり土
⑦ 褐灰色土に赤褐色土のまざり土
⑧ 暗褐色土に赤褐色のまざり土

第5図　2区南北方向の土層図（1／50）

第3章　調査の概要及び検出遺構

1．調査の概要

国道191号線を広島方面に向かって都茂川沿いを進み、小さな峠を越える。この先に丸茂川の最上流部の丸茂原が広がっている。この原の南西方向の山丘上に町指定史跡丸茂城跡を遠望できる。この城跡は丸茂川源流地西方に連なる尾根上にあり、森下遺跡は城跡東側の二つの小谷に挟まれた山裾緩斜面に位置している。ここからは、丸茂原を一望できる。

前年度の試掘調査の結果を受けて着手した今次の調査は試掘時に遺物が出土した箇所を中心に900㎡を調査範囲とし、主要部を全面的に掘り下げて遺構の有無と広がりを追求することとした。調査時の現況は、緩斜面を段状に加工した水田、柚子畑で調査区の東にある一番高い段の標高は223m、低い段で約220mを測る。遺跡の西側を丸茂川が走っており、遺跡と丸茂川の比高は約10～13mである。

遺構の検出作業は次のように行った。

①調査区全体を微地形に応じて4区に区画する。

1区：調査区西側にある平坦面（小字名＝屋敷床）

2区：1区北東側水田面

3区：2区北西側水田面

4区：2区南東側水田面　（調査指導後の拡張区）

②設定された区画のうち層位確認のため、4区から2区、3区へかけて地形を考慮し、等高線に直交する方向に畦状の土手を残し（以下、ベルト）、土層状態を確認しつつ表土の剥ぎ取りを行う。

③表土層の剥ぎ取り時に確認された周辺とは異なる部分、（以下、平面プラン）に主軸を設定する。

④その主軸沿いに幅の狭く長い溝（以下、トレンチ）を設け、堀り込みの状態を確認する。

⑤ベルトを残して掘り込みの覆土を除去する。

以上の検出作業の結果、2区、3区、4区から溝状遺構、掘立柱建物跡2棟、礎石建物跡2棟、土坑、集石遺構、ピット群が検出された。

以下、遺構検出状況並びに遺物の出土状況について述べる。

本遺跡の層位は以下のように観察された。

第1層：灰色土（耕作土）

第2層：黄褐色土（客土、2～3㎝の小礫を含む）

第3層：褐灰色土（小粒の礫含む）

第4層：褐灰色土（2～3㎝の小礫を含む）

第5層：暗褐色土

第6層：暗赤褐色土

1区については、盛土対象地であったが、「屋敷床」の地名から、10mメッシュを設けてトレンチにて土層状態を確認した。約1.5mの堆積層の下に土師質土器、青磁を含む暗褐色層の存在

により、１区への遺跡の広がりを確認し、調査を終了した。

２．検出された遺構

（１）建物跡

２・３区より掘立柱建物跡を２棟、礎石建物跡を２棟検出し、４区においても多数の柱穴群の存在を確認した。以下、それぞれの構造について述べる。

ＳＢ０１（第４・６図、図版５）

＜検出状況＞この建物跡は２－Ｂ・Ｃ区より検出された。第５層（赤褐色土層）を除去していくと、２－Ｂ区の中央付近から２－Ｃ区西部にかけて方形状に分布するピット群、その南東部隅にＬ字状に屈曲する溝状遺構ＳＤ０１のプランが検出された。このピット群が構成する建物跡をＳＢ０１とした。

〈規模と構造〉建物跡の規模は間口４間（7.6m）×奥行き３間（６m）で構造的には総柱建物に属する。軸方向は奥行きがほぼ北－南を指す。柱穴の径は平均して約25～40cm、深さが約40cmで、１間の間隔は約2.0mである。なお、北西側の柱穴は近世以降の水田造成により上部は削り取られている。

〈遺物〉柱穴内からは底部に回転糸切り痕を残す土師器坏や中国製天目茶碗の高台部分（遺物番号20）が出土（２－Ｂ・31ピットより）している。この天目茶碗は高級品に数えられると共に建物跡の年代を示す点でも注目される。

ＳＢ０２（第４・６図、図版５）

〈検出状況〉ＳＢ０１と同様に２区の褐色土層を除去していくと、ＳＢ０１の軸とほぼ同じ方向に並ぶ礎石の一群が検出された。ＳＢ０２とする。

〈規模と構造〉建物跡は、規模が間口３間（6.5m）×奥行き２間（3.75m）で礎石の残存状況からすれば構造的には側柱建物と思われるが、西側から２列目の柱列上に１箇の礎石らしき割石が残っているので総柱建物の可能性も否定できない。ＳＢ０１と同じく近世の水田造成により、北側、西側の礎石はすでに失われてしまっている。あるいは、奥行き３間の建物であったかも知れない。ＳＢ０１の上部構造を引き継いでいるとすれば３間×３間の建物を想定するのも強ち無理ではない。なお、東南隅のＳＤ０１はＳＢ０２に伴う可能性がある。

〈遺物〉この建物跡にともなう遺物は確認できていない。

ＳＢ０３（第４・７図、図版６）

〈検出状況〉この建物跡は２－Ａ区の東側から２－Ｂ区全体より検出された。北側に開く円弧状に広がる第５層を除去していくと、礎石と考えられる扁平な割り石とピット群、礎石群の山側からは東西方向に直線的に伸びるＳＤ０２が検出された。ＳＢ０３とする。

〈規模と構造〉建物の規模は間口２間（４m）×奥行き２間（２m）。傾斜面を緩く弓状にカットして平坦部を造成しそこに築造した礎石建物跡で建物の軸は奥行きが北西－南東方向をとる。北東側の礎石は近世以降の水田造成によって消失していると思われる。南側に隣接するＳＤ０２はこの建物跡に付随する雨垂れ流しの溝と考えられる。この溝と間口礎石の長さが現状では一致しない。溝の長さに合わせると、あるいは間口が３間の建物であったかも知れない。

〈遺物〉ＳＤ０２から土師器坏、皿が出土している。

ＳＢ０４（第４・８図、図版３）

〈検出状況〉この建物跡は３－Ａ区と３－Ｂ区西側にかけて検出された。ここでも第５層を除去していくと、長方形状に分布一群のピットが看取され、掘立柱建物跡と判断された。ＳＢ－０４とする。

〈規模と構造〉建物の規模は間口４間（５ｍ）×３間（3.6m）の側柱建物跡で、軸方向は奥行きが北東向きとなっている。柱穴の径は約25～40㎝、深さ約30㎝程度で、間口側の中間２穴は確認できなかった。

（２）その他の遺構

ｉ）**柱穴群**：２～３区においては確認できた２棟の掘立柱建物跡に属する柱穴以外に多数の柱穴が検出されている。また、最上段部の４区でも多くの柱穴と見られるピットが存在する。これらは、その分布状態から建物跡としてまとめることはできないが、かなりのものが第５層を除去した面から検出されており、ＳＢ０１～０４に前後する建物が構築されていた可能性は大といえよう。４区のピット群についても同様である。このことを裏付ける資料としては３－Ａ・６ピットから中国製青磁の盤片（遺物番号21）が出土していることを挙げておきたい。ＳＢ０４と重複する掘立柱建物跡が存在したことを伺わせる事実である。あるいはまた、遺跡全体から出土する土器・陶磁器類が示す年代にはかなりの時期巾があり、このことから建物群に数度の建替えや新築も繰り返されていたことが想像されるのである。

ⅱ）**土坑**：３－Ａ区の南側で土坑が１基検出されている。平面形は楕円状で大きさは約70㎝×45㎝、深さは約60㎝である。穴中の堆積土の上層より土師器の坏が出土している。時期は中世と考えられるが、性格は不明である。

ⅲ）**集石遺構**：２－Ａ区のほぼ中央から集石遺構が検出された。範囲は2.2m×1.2mで割石や川原石を積み上げている。ＳＢ０３の礎石５の上部に重なる状態が確認されたので、ＳＢ０３が廃棄・消失した後に構築された遺構と考えられる。遺物としては石群に混じって柱状高台坏とが出土し、集石のほぼ中央下部からは土師器椀が伏せられたような状態で出土している。建物廃棄後の儀式か何らかの祭祀に関わる遺構の可能性がある。時期は中世後半頃と考えられる。

なお、２－Ａ区西側にも一群の集石遺構が存在するが、遺構上部と下部から近代の陶磁器片が出土したので中世期の遺構群とは関係ないと判断し、詳細な調査は省略した。

３．その他

３区については、工法変更に伴い、盛土対象区となったことと、工期が残りわずかとなったため、柱穴については一部半裁状態、ＳＢ０４内北側では炭混じりの箇所が検出されているが、未調査のままである。３区には遺構、遺構面には砂で保護層を作り、遺構保存となっている。

また、３区から北側へ続く柚子畑の最北端西側の切土部分の試掘では、遺構面は確認できなかったが、厚さ約３㎝程度の遺物包含層が見受けられ、龍泉窯青磁碗（遺物番号８）が出土している。この柚子畑における、周辺を湿田に囲まれた立地条件は、この下に、本遺跡に付属する施設等が埋もれている可能性が十分考えられる。

第4章　出土遺物

1．陶磁器類（第9図、図版10）

ⅰ）**中国製陶磁器類**：本遺跡からは多くの中国製陶磁器類が出土しており、これらは遺跡の年代と性格を知る上で貴重である。以下、種別に形状についてのべる。

〈青磁＝碗・皿〉第9図1～11は龍泉青磁である。1は碗の体部片で内面に劃花文が見られる（龍泉Ⅰ類）。2、3は碗の口縁部から体部にかけての破片。鎬連弁が見られる（2＝B-1類、3＝B-2類）。4は碗の口縁部の小破片。端部下に雷文風の横線がある（C-1類）。5も碗の口縁部の小片（E-1類）。6も碗でやや大き目の口縁部から体部の破片。口縁端部付近が小さく外反している（D類）。7は碗の底部。鎬連弁文が施される（B-1類）。8（D類？）、9も碗の底部片。9は高台断面が少し尖り気味になる（E類？）。10、11は皿の破片。10、11には稜花文があり、11は底部と体部の境に段があり、口縁部が大きく外反している（B類）。

〈白磁＝碗・皿〉第9図12、13は白磁の碗。両者共口縁部が小さく外反し、端部下内面に「ロハゲ」が認められる。第10図14、15も白磁皿の底部片。14は平底（A類）、15は高台付（D類）。16は白磁碗の玉縁口縁部の破片（Ⅳ類）。17もⅣ類碗の底部片。

〈青花＝碗〉第10図18は青花碗の口縁部片で外面に線文様が施される。19は同類の底部片である。

〈天目碗〉第10図20は天目茶碗の底部片。外面がにぶい黄橙色、内面は褐色を呈する。

〈その他の中国製品〉第10図21と22は龍泉青磁盤の口縁から体部にかけての破片。21は口縁部が屈折・外傾した後に小さく直立する。内面に縦方向に短冊状の浅い凹帯文が連続的に施される。22は輪花形口縁。体部が緩く内湾し、口縁部との境が段状に屈折する。内面には連弁が見られる。第　図23は梅瓶の肩付近の破片である。青白色の器面に浅く幅広い凹線が走る。

ⅱ）**国産陶器**：中国製陶磁器と共に出土した国産陶磁器類も少なからず存在する。

〈備前系〉第11図24～28は備前焼の一群である。24～26の3点は擂鉢の口縁部から底部に至る大型の破片。24は口縁部がわずかに肥厚し、内面に6条一組の擂り目が間隔を置いて施される。かなり使い込んでおり、器面に光沢が認められる（備前ⅣA）。25は片口擂鉢で口縁部外面が斜目上下に拡大されている（備前ⅣB）。26も片口擂鉢。口縁部外面が幅広い帯状をなし、上方端部が尖っている。8条以上一組の擂り目が間隔を置いて施される（備前ⅤB）。27は小型壷の体部下半部片。底部には回転糸切り痕が残る。28は大型壷の口縁部片。端部を折り返して玉縁状に膨らませている。

〈越前系〉第11図29は越前系鉢の体部から底部の破片。逆「ハ」字状に開く体部で高台が尖り気味になる。

〈東播系〉第11図30は東播系の鉢。口縁部が肥厚し、上端部が尖り気味で少し内傾。

〈瀬戸・美濃系〉第11図31は瀬戸・美濃系壷の体部片。

〈瓦質土器〉第11図32、33は瓦質土器。32は土鍋の破片。体部と口縁部の境が段状に屈曲し、やや内湾する口縁に繋がる。33は火鉢。内傾する口縁部片の外面に唐草文様の刻線文が施される。

〈その他〉以上の他にも第12図34のような瓷器系の甕や35の灰釉陶器片、信楽焼の甕の破片数点が出土している。

ⅲ）**土師器**：出土遺物で量的に多いのは中世土師器類で器種は坏・皿である。

第12図36は柱状高台付皿の台部片。１点が出土している。第10図16の玉縁口縁の白磁碗等と同時期に属するものであろう。第12図37～42は坏の破片である。少し大き目のもの（38、42）と小型のもの（37、39）がある。いずれも底部に回転糸切り痕が見られる。43～45は小皿の破片。43、44は体部から口縁部がやや内湾気味に開いているが、45は大きく外傾する。時期差であろうか。46は甕の大型破片。頚部が「く」字状に屈折し、体部が小さく張っている。内外面ともヨコ・タテハケ調整する。一見、古式土師器かと見紛うもので類例を知らない。

ⅳ）**須恵器**：第13図47～51は須恵器である。47は輪状つまみの蓋片。48は高台が付く身の破片。いずれも「石見空港編年」のⅢ・古期（８世紀後半～９世紀前半）に属すると考えられる。49も坏底部片。回転糸切り底で「石見空港編年」のⅣ期（９世紀後半～10世紀初）と思われる。50は壺の肩辺りの破片。外面に平行叩き目、内面に同心円の叩き目が見られる。51は甕の体部片。外面はナデ。内面には小さな格子状の叩き目が見られる。瓷器系か。

ⅴ）**その他**：第13図52～56は近世陶磁器類である。52は伊万里碗の体部から底部の破片。53は近世青磁の皿破片。54は肥前系の大甕の口縁部片。55も同じく肥前系擂鉢の口縁部付近の破片。56は甕の肩付近の破片でやはり肥前系と見られる。57は大型の土師器甕の破片。

以上、図示した以外にも近世・近代の陶磁器破片が多量に得られている。

２．土器・陶磁器類以外の遺物

第13図58～66は土錘である。長く中央が少し膨らむタイプ。径が少し太くやや短めのもの（52）と細身で長いものが見られる。ここには代表的なものを図示したが、出土数は多い。67は磨製石斧の破片。刃部が丸みをもち身は扁平。かなり使い込んだ形跡がうかがわれる。68は板状の砥石片。68は雁股タイプの鉄鏃片。この他、鉄製武器として刀子片が出土している（巻末のレントゲン写真参照）が、錆化が進んでおり、図示はできなかった。第14図70～72は寛永通宝である。70、71はいわゆる「ス宝銭」。72は詳細な文様は識別できない。

第2表　森下遺跡出土遺物観察表

遺物番号	挿図番号	図版番号	地区	出土地点	種別	器種	法量(cm) 口径	器高	底径	特徴		色調	胎土	焼成	備考
1	9	10	試掘	2層	陶磁器	碗	—	—	—	青磁	内:劃花文	胎:灰色 釉:灰オリーブ色			龍泉　I
2	〃	〃	4	A	〃	〃	15.0	—	—	〃	外:鎬連弁文	胎:灰色 釉:灰オリーブ色			龍泉　B－1
3	〃	〃	2	B	〃	〃	12.0	—	—	〃	外:鎬連弁文	胎:灰色 釉:灰オリーブ色			龍泉　B－2
4	〃	〃	3	A	〃	〃	—	—	—	〃	外:雷文	胎:灰白色 釉:緑灰色			龍泉　C－1
5	〃	〃	〃	A 中央トレンチ	〃	〃	—	—	—	〃		胎:灰白色 釉:灰オリーブ色			龍泉　E－1
6	〃	〃	2	Cトレンチ	〃	〃	16.0	—	—	〃		胎:灰白色 釉:灰オリーブ色			龍泉　D
7	〃	〃	3	中央トレンチ	〃	〃	—	—	(高径) 5.0	〃	外:鎬連弁文	胎:灰白色 釉:灰オリーブ色			龍泉　B－1
8	〃	〃	試掘		〃	〃	—	—	(高径) 6.0	〃		胎:灰白色 釉:灰オリーブ色			龍泉　D(?)
9	〃	〃	2	B	〃	〃	—	—	(高径) 6.0	〃		胎:灰白色 釉:透明色			龍泉　E(?) 15C
10	〃	〃	3	A	〃	皿	—	—	—	〃	稜花文	胎:灰白色 釉:明オリーブ色			龍泉
11	〃	〃	1	CDトレンチ	〃	〃	—	—	—	〃	稜花文	胎:浅黄色 釉:オリーブ灰色			龍泉　B
12	〃	〃	2	ABベルト	〃	碗	12.0	—	—	白磁	ロハゲ	胎:灰白色 釉:透明色			中国　A－Ⅸ
13	〃	〃	〃	C黒粘レキ	〃	〃	11.0	—	—	〃	ロハゲ	胎:灰白色 釉:透明色			A－Ⅸ
14	10	〃	〃	C	〃	皿	—	—	6.0	〃		胎:灰白色 釉:白色			A－Ⅳ　13～14C
15	〃	〃	〃		〃	〃	—	—	(高径) 4.4	〃		胎:灰白色 釉:透明色			D
16	〃	〃	〃		〃	碗	17.0	—	—	〃		胎:灰白色 釉:灰オリーブ色			Ⅳ　12C
17	〃	〃	〃		〃	〃	—	—	(高径) 7.0	〃		胎:白色 釉:灰白色			Ⅳ
18	〃	〃	3		〃	〃	11.0	—	—	〃	外:青花　線文様 内:線文様	胎:浅黄色 釉:灰白色			中国　14C中頃
19	〃	〃	〃		〃	〃	—	—	(高径) 5.0	〃	内:青花	胎:灰白色 釉:透明色			中国　14C中頃
20	〃	〃	2	Bpit31	〃	天目 茶碗	—	—	(高径) 5.0	〃		胎:灰色 外:にぶい黄橙色 内:褐色			中国
21	〃	〃	〃	A	〃	盤	28.0	—	—	青磁		胎:灰白色 釉:オリーブ灰色			龍泉　16C
22	〃	〃	3	Apit6	〃	〃	—	—	—	〃	輪花文	胎:灰白色 釉:明緑灰色			龍泉　15～16C
23	〃	〃	〃	A	〃	壷	—	—	—	青白磁		胎:灰白色 釉:明緑灰色			14C
24	11	11	2	B	陶器	擂鉢	34.8	16.7	12.0	備前	外:ナデ　指圧痕 内:ナデのち6条擂目	灰色			14～15C　ⅣA
25	〃	〃	3	A	〃	〃 (片口)	34.0	—	—	〃	外:回転ナデ 内:4条以上の擂目	外:暗茶褐色 内:茶褐色			ⅣB
26	〃	〃	〃	〃	〃	〃 (片口)	35.0	—	—	〃	外:回転ナデ　指圧痕　2条の凹線 内:ナデのち8条以上の擂目	外:灰黄褐色 内:褐灰色			
27	〃	〃	〃		〃	小型壷	—	—	4.8	〃	外:(底)回転糸切り痕	胎:褐灰色 釉:褐色			14～15C
28	〃	〃	2	A	〃	甕	31.8	—	—	〃	外:玉縁状の口縁	灰色		不良	
29	〃	〃	〃	B	〃	鉢	—	—	(高径) 13.0	越前	外:ナデ　ケズリ 内:ナデ	外:赤褐色 内:灰褐色			14C
30	〃	〃	試掘		〃	〃	27.2	—	—	東播系	外:ナデ　重ね焼痕 内:ナデ	外:灰色 内:灰褐色			13C
31	〃	〃	3	A	〃	壷	—	—	—		外:ロクロ回転痕 内:ナデ	外:灰オリーブ 内:灰白色			瀬戸・美濃系 外:施釉
32	〃	〃	2	C	瓦質	土鍋	16.0	—	—		外:ナデ　1条の溝 内:ナデ　指ナデ	外:黒色 内:灰白色			
33	〃	〃	4	A	〃	火鉢	—	—	—		唐草文様	外:褐灰色			
34	12		2	B	瓷器系	甕	—	—	—		外:粗いナデ　ハケ 内:斜目のハケ　ナデ	外:灰色 内:灰黄色			
35	〃	12	〃	A	陶磁器	〃	—	—	—		回転ナデ	胎:灰白色 釉:透明色			灰釉
36	〃	〃	〃	B	土師器	柱状高台付坏	—	—	6.0		外:(底)回転糸切り痕	にぶい黄橙色	密	やや不良	脚部風化　V12C
37	〃		4	A	〃	坏	12.0	—	—		回転ナデ	浅黄橙色	〃	良好	風化
38	〃	12	〃	〃	〃	〃	—	—	5.8		外:回転ナデ　(底)回転糸切 内:回転ナデ	灰白色	～1㎜程度の砂粒を含む	やや不良	
39	〃	〃	2	B	〃	〃	—	—	4.6		外:回転ナデ　(底)回転糸切 内:ハケのち回転ナデ	にぶい黄橙色	～1㎜ 〃	良好	金雲母

遺物番号	挿図番号	図版番号	地区	出土地点	種別	器種	法量(cm) 口径	器高	底径	特徴		色調	胎土	焼成	備考
40	12		3	A	土師器	坏	−	−	4.8		外:回転ナデ　化粧塗り 内:回転ナデ	にぶい黄橙色	密	良好	わずかに金雲母
41	〃		2	B集石	〃	〃	−	−	4.6		外:回転ナデ　(底)回転糸切 内:回転ナデ　指圧痕	にぶい褐色	〃	〃	
42	〃	12	〃	C	〃	〃	−	−	6.2		外:回転糸切内:回転ナデ		1㎜程度の砂粒を含む	〃	
43	〃	〃	〃	B	〃	皿	8.3	1.3	6.4		外:回転ナデ　(底)回転糸切 内:回転ナデのち指ナデ	浅黄橙色	1㎜ 〃	やや不良	風化
44	〃		〃	〃	〃	〃	8.0	2.2	6.0		外:回転ナデ　(底)回転糸切 内:回転ナデ		1㎜ 〃	〃	風化
45	〃	〃	3	A	〃	〃	9.4	1.7	4.6		外:回転ナデ　(底)回転糸切 内:回転ナデ	浅黄橙色	1㎜ 〃	〃	風化
46	〃	〃	4	Apit横	〃	甕	−	−	(高径)9.2		外・内:クシ状工具による多方向のハケ目　ヨコ・タテ	外:暗褐色 内:明黄褐色	1～4㎜ 〃	良好	スス付着・中世
47	13	〃	〃	B	須恵器	蓋	(つまみ径)5.2	−	−		外:回転ナデ 内:回転ナデのち指ナデ		密	〃	貼り付け輪状つまみ
48	〃		〃	A	〃	坏	−	−	(高径)9.2		外:回転ナデ　1条の溝 内:回転ナデ	外:暗灰色 内:灰色	〃	〃	貼り付け高台
49	〃	12	〃	〃	〃	〃	−	−	6.0		外:(底)回転糸切のちヘラ痕条痕 内:回転ナデ	灰白色	〃	〃	
50	〃		〃	〃	〃	壷	−	−	−		外:タテ方向　平行タタキ目カキ目 内:同心円状のタタキ目のちナデ	灰色	〃	〃	
51	〃	12	〃	B	〃	甕	−	−	−		外:ナデ 内:格子状タタキ目	灰色	微砂粒	〃	
52	〃	〃	3	A	陶磁器	碗	−	−	(高径)4.0	伊万里	外:削出し高台	胎:灰白色 釉:透明色	緻密	〃	17C
53	〃		1	E南トレンチ	〃	皿	−	−	−	青磁	内:2重線文	胎:灰白色 釉:明オリーブ灰色 文:藍色	〃	〃	
54	〃		3	中央トレンチ	〃	大甕	35.0	−	−	肥前	回転ナデ	胎:灰白色 釉:灰色	密	〃	17C
55	〃	12	2	B	〃	擂鉢	−	−	−	〃	外:回転ナデ 内:11条の擂目	胎:浅黄橙色 釉:灰褐色	〃	〃	19C(?)
56	〃		3	T 中央トレンチ	〃	甕	−	−	−	〃	外:1条の凹線 内:回転糸切痕(カキ目状)タタキ目	胎:灰白色 釉:灰色	〃	〃	近世　17C
57	〃	13	4	A	土師器	甕	−	−	−		外:ヨコ・ナナメハケ 内:ハケのちナデ	灰黄色	微砂粒	〃	中世
58	〃	〃	2	〃	網錘	土錘	(長)3.6	(幅)2.1	(厚さ)2.1						長紡錘形 外に30個体
59	〃	〃	3	〃	〃	〃	(長)4.2	(幅)1.3	(厚さ)1.2						
60	〃		〃	〃	〃	〃	(長)4.3	(幅)1.3	(厚さ)1.3						
61	〃	13	〃	〃	〃	〃	(長)3.9	(幅)1.4	(厚さ)1.3						
62	〃		〃	〃	〃	〃	(長)4.3	(幅)1.2	(厚さ)1.1						
63	〃		〃	〃	〃	〃	(長)3.9	(幅)1.2	(厚さ)1.0						
64	〃		〃	〃	〃	〃	(長)4.1	(幅)1.2	(厚さ)1.1						
65	〃		〃	〃	〃	〃	(長)4.1	(幅)1.3	(厚さ)1.0						
66	〃	13	2	〃	〃	〃	(長)4.5	(幅)1.7	(厚さ)1.6						
67	〃	〃	〃	〃	石器	磨製石斧									半月型の刃部 縄文時代?
68	〃	〃	4	Apit	〃	砥石									
69	〃	〃	2	B	鉄器	鉄鏃									雁股式
70	〃	〃	〃	C廃土	古銭	寛永通宝					ス宝銭				1636～1697年頃
71	14	〃	3	A	〃	〃					ス宝銭				1668～1697年頃
72	〃		〃	〃	〃	〃					?				風化

第5章　ま　と　め

森下遺跡は、益美地区中山間地域総合整備事業実施にともなって美都町教育委員会が実施した遺跡の分布・試掘調査により確認された遺跡である。先行の予備的調査を受けて行なった本調査では当初の予想以上の遺構及び遺物の発見があった。判明した主な遺構は掘立柱建物跡２棟、礎石建物跡２棟、土坑、集石遺構等で遺物としては中国製陶磁器・国産陶器・土師器等がある。これらの遺構と遺物は中世期丸茂地区に盤踞した丸茂氏の実相を伝えるものとして注目される。

１．建物跡及び出土遺物について

ｉ）掘立柱建物跡及び礎石建物跡について

今回確認できた建物跡４棟。そのうちＳＢ０１、ＳＢ０４は掘立柱建物跡、ＳＢ０２、ＳＢ０３は礎石建物跡である。ＳＢ０１は４間×３間の総柱建物で占有面積は45.6㎡と計測された。その造りと規模から見て本遺跡の中心的な建物として誤りないであろう。ＳＢ０４は側柱建物跡で占有面積は18㎡とやや規模が小さい。礎石建物のＳＢ０２はＳＢ０１とほぼ完全に重複して築造されているので両者は位置関係を踏襲して営まれたと考えることができよう。３間×２間の建物とすれば占有面積は24.7㎡でＳＢ０１の約半分の規模となる。同じ礎石建物のＳＢ０３も規模は小さい。これらの建物跡の並存・組み合わせ関係が問題となるが、一般的には掘立柱建物が礎石建物に先行するとされるからＳＢ０１がまず主屋として建立され、これに随伴する建物が２－Ａ・Ｂ区から３－Ａ区、あるいは１区、４区に建てられて館的集落の形態が整ったものと考えられる。これに続いてＳＢ－２を主屋としてＳＢ０３の礎石建物群が建てられるが、館としての威勢はやや衰えた状態にあったと推定される。

以上の建物群の時期については、例えば、掘立柱建物跡ＳＢ０１の柱穴の覆土より天目茶碗や青磁碗（龍泉青磁碗Ｂ１、Ｂ２、Ｄ類等）などが出土しているので14～15世紀頃が存在時期と推定され、他の建物についても一帯からの出土陶磁器類からほぼ同様の年代が考えられる。

ここで他地域の当該時期の建物跡との比較を試みて森下遺跡の館的集落の位相に触れておきたい。中世期の大型総柱建物跡の例としては益田氏の本拠地である三宅尾土居跡で発見されたものがある。館跡の北東部（第Ⅲ調査区）に位置するこの建物跡は５間（11m）×３間（６m）の規模を有しているが、その位置から見て主屋ではなく随伴する一建物と思われる。守護級に匹敵する国人領主の主屋は相当な規模の造りであったことが想像される。同じく、益田氏関連遺跡の一つとされる上久々茂土居遺跡では５間（7.2m）×３間（６m）の総柱建物跡が発見されている。目隠し塀か縁側をもつ主屋とみなされる建物で森下遺跡ＳＢ０１の規模に近い。今一つの例は匹見町殿屋敷遺跡で発見された建物跡である。５間（約11m）×３間（６m強）の大型建物跡で、こちらは「身舎」と呼ばれる。主屋といってもよいであろう。この地の土豪大谷氏の居館跡とされる。吉見氏との関連が指摘される津和野町喜時雨遺跡では14世紀から16世紀の掘立柱建物群からなる集落跡が検出されている。その中で３－ＳＢ１とされた総柱建物跡は７間（12.7m）×６間（10.8m）である。集落は吉見氏家臣級の邸宅群と推定されている。

このように中世後半期に属する土豪的領主層の集落跡が各地で確認され、その主屋に総柱建物

を採用していたことが判明する。その規模は、間口10m前後のものが多いが、喜時雨遺跡例、殿屋敷遺跡例、上久々茂土居跡例のそれぞれに差異が見られ、大領主の家臣団の中にも自ずとランクの存在したことをうかがわせる。これを見ると森下遺跡の総柱建物跡はやや下位にランキングされることになろう。

ⅱ）**出土遺物について**

出土遺物の大半は土器・陶磁器類で占められる。中世期の居館的集落跡で関心が寄せられるのはいわゆる「貿易陶磁」とされる中国・朝鮮製の陶磁器の存在である。森下遺跡の場合、龍泉系青磁を初めとして白磁、青花、その他の中国製陶磁器類が少なからず出土し、これに備前、越前、瀬戸、東播系の中世国産陶器が見られた。このことは本遺跡が、出土遺物の面からしても一般の農民的集落とは区別される存在であることを示している。同時に、中国製青白磁梅瓶、天目茶碗、青磁盤等の遺物はこの居館的集落居住者が領主的階層の中においてどのような地位を占めていたかを具体的に示す徴証となるものであろう。

森下遺跡からは、以上の中世期遺物の他にも古代の須恵器、灰釉陶器、近世・近代陶磁器類が相当量出土し、寛永通宝等も得られた。この事実は本遺跡が古代から近世・近代の数時代にわたって営まれた息の長い集落遺跡であることを物語っている。今後は周辺の遺跡の調査・研究の中でそれぞれの時代における本遺跡の位置づけを行なっていく必要性を感じる。

2．森下遺跡と丸茂城跡

森下遺跡が、その遺構群と出土遺物から見て中世この地に盤踞した丸茂氏の居館的集落跡である蓋然性はきわめて高いといえる。この認識に立てば背後の山上に築かれた丸茂城跡は、井上・寺井両氏の論文で指摘されるように、本遺跡とセットをなす中世城郭であることがいよいよ明らかになったといえるであろう。

3．おわりに

森下遺跡の調査は、事前に予想した以上に多くの遺構と遺物が検出され、その内容から本遺跡が中世期にこの地を支配した土豪丸茂氏の館跡と判断されるに至った。本調査の最大の成果といってよいであろう。今後は、以上の認識をさらに深めて中世村落と土豪的領主層の動向を地域の自然的・歴史的環境に即してより具体的に把握することを目指したいと考えるものである。

最後に、遺跡の調査から本報告書の刊行に至るまで実に多くの方々の指導と協力を得たことを記し、衷心より感謝申し上げる次第である。

参考文献

1．日本貿易陶磁研究会編『中世後期における貿易陶磁器の様相』2002年
2．益田氏教育委員会編『七尾城跡・三宅御土居跡－益田氏関連遺跡群発掘調査報告書－』1998年
3．島根県教育委員会等編『上久々茂土居跡・大峠遺跡－一般国道191号改築に伴う埋蔵文化財発掘報告書』1994年
4．津和野町教育委員会編『喜時雨遺跡』2000年
5．匹見町教育委員会編『戦国時代の殿屋敷遺跡－三葛地区基盤整備促進事業に伴う発掘調査報告書－』1999年
6．島根県教育委員会編『石見空港建設予定地内遺跡　埋蔵文化財発掘調査報告書』1992年

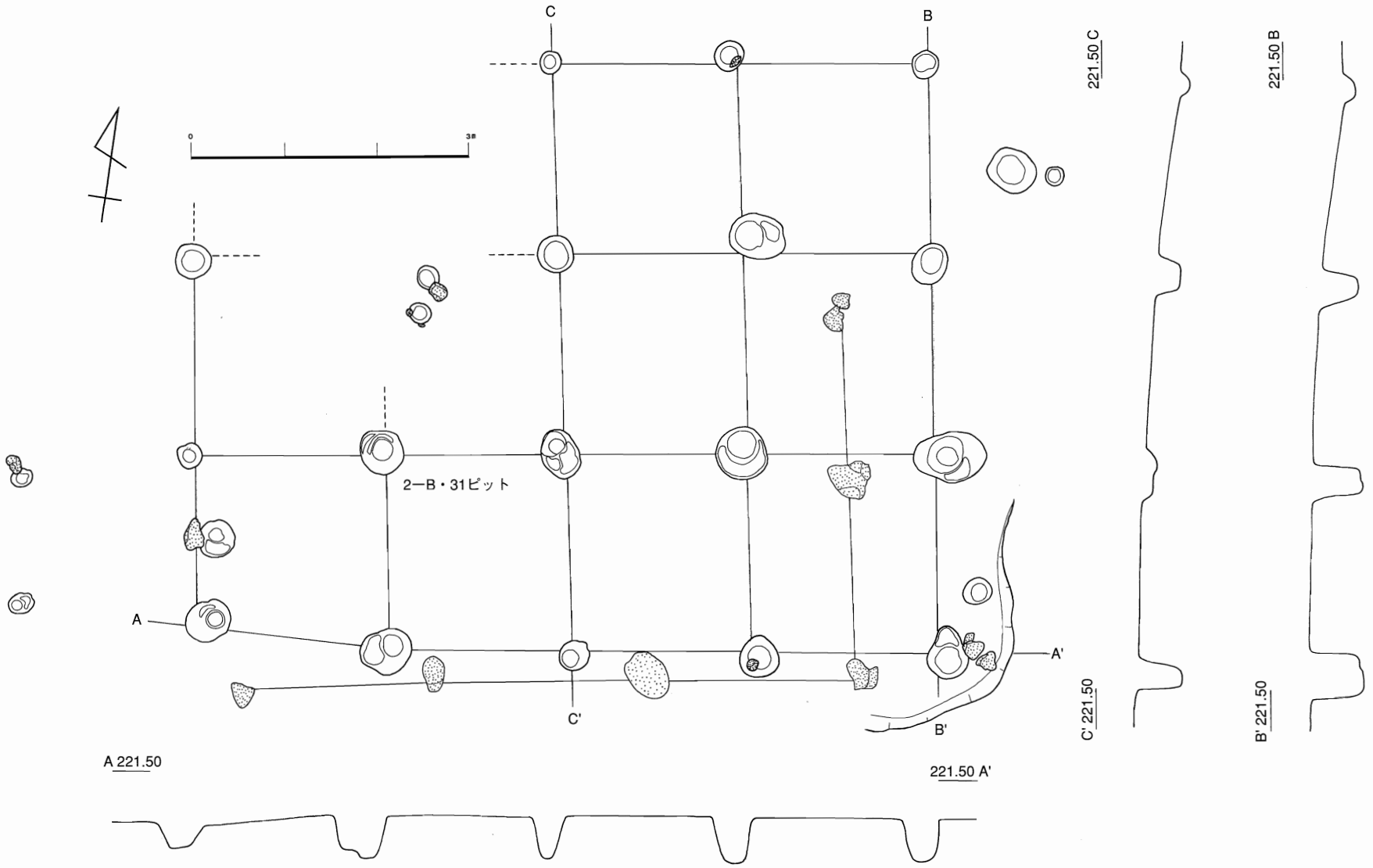

第6図　ＳＢ01掘立杭建物跡 平面図・断面図　ＳＢ02礎石杭建物跡 平面図

第7図　SB03礎石杭建物跡 平面図・断面図

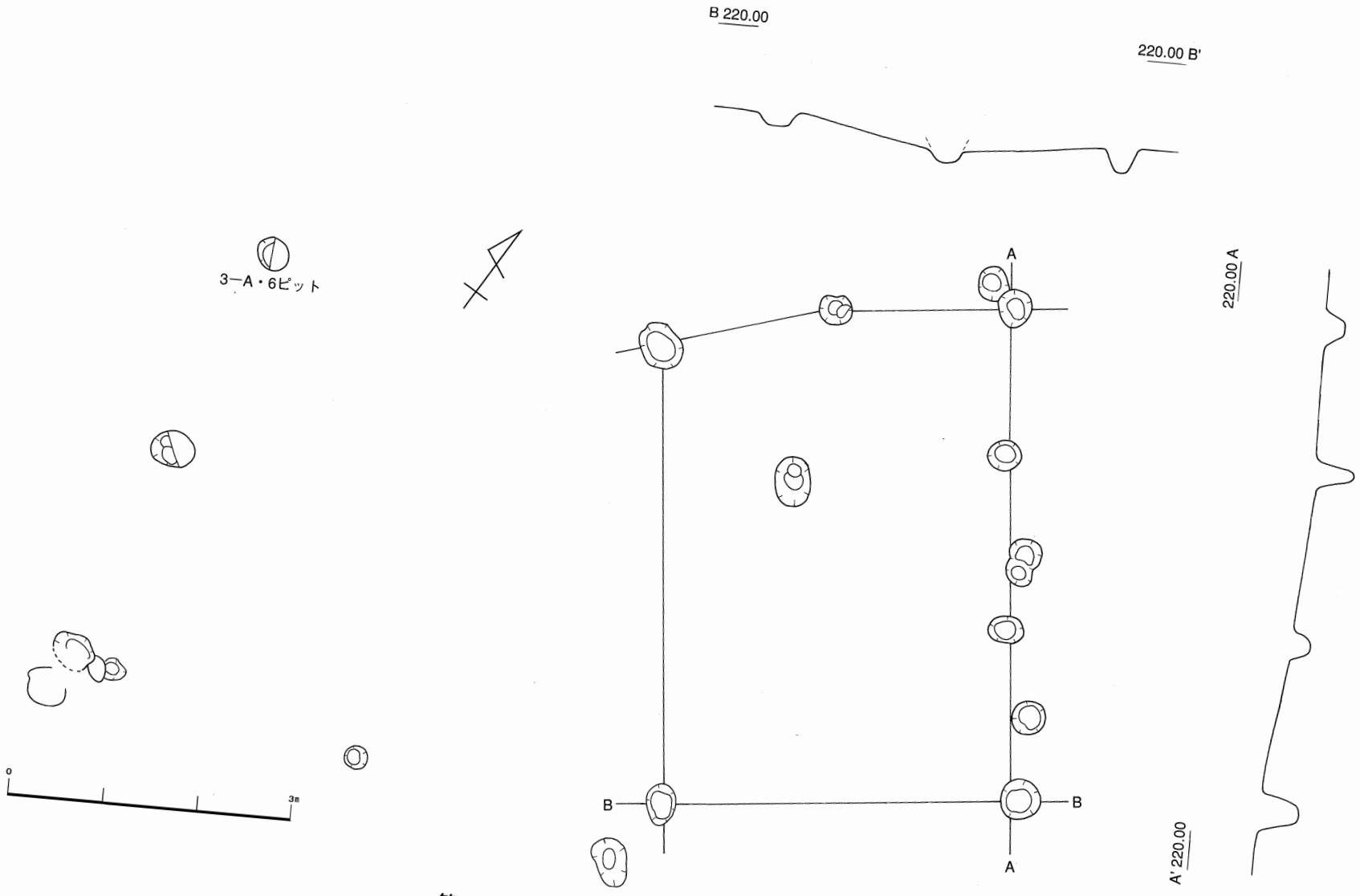

第8図　ＳＢ04掘立杭建物跡 平面図・断面図

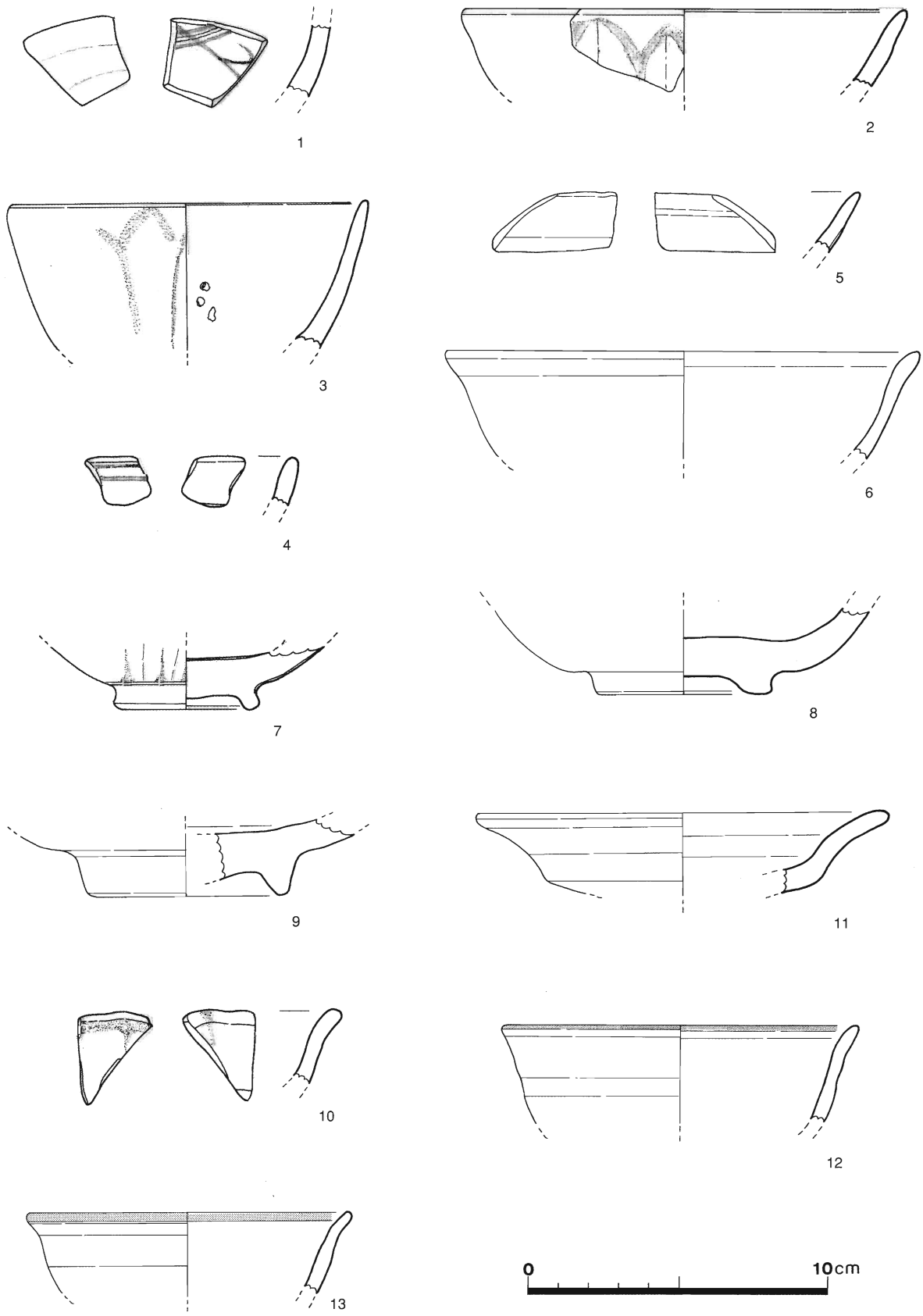

第 9 図　出土土器・陶磁器実測図（その 1）

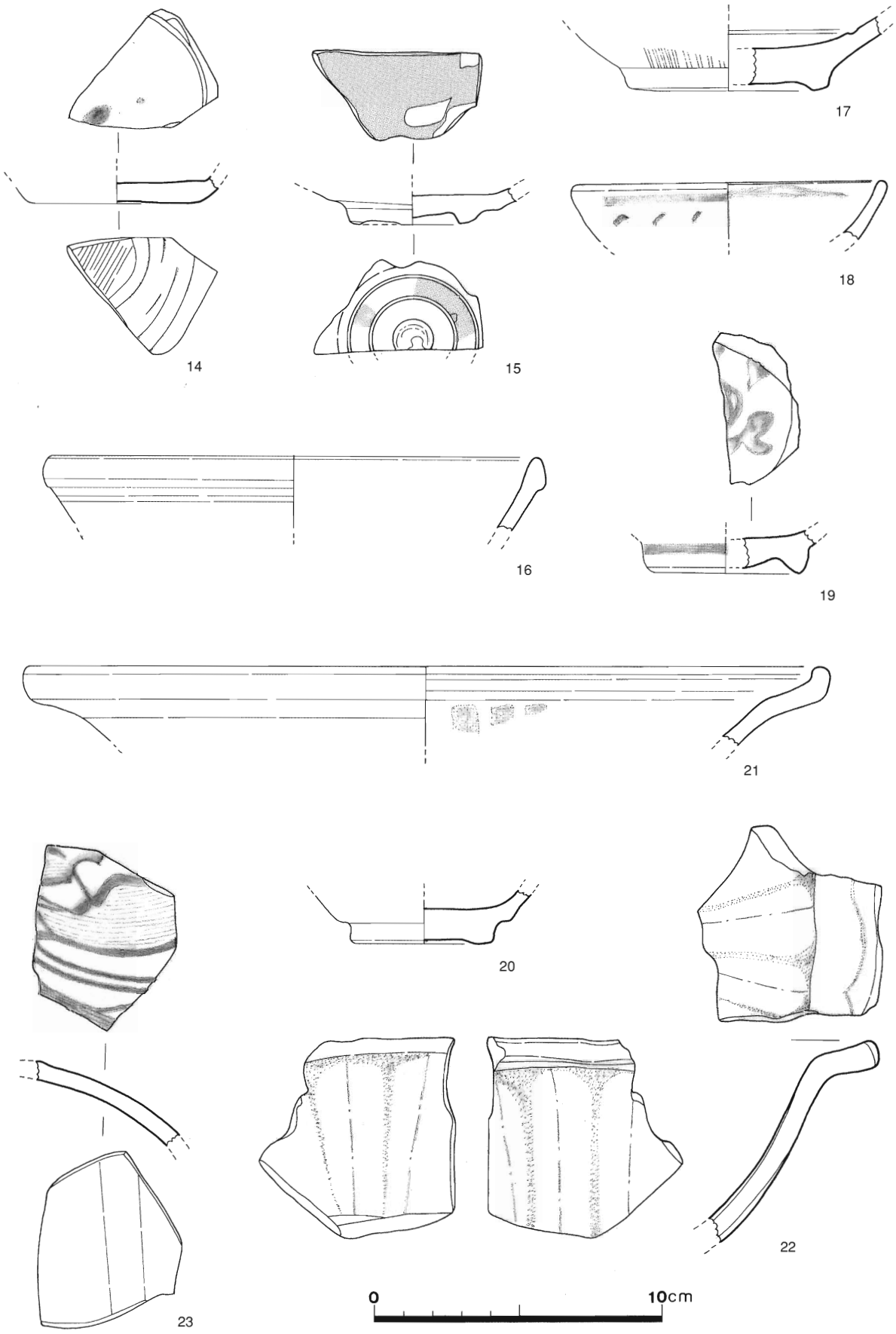

第10図　出土土器・陶磁器実測図（その２）

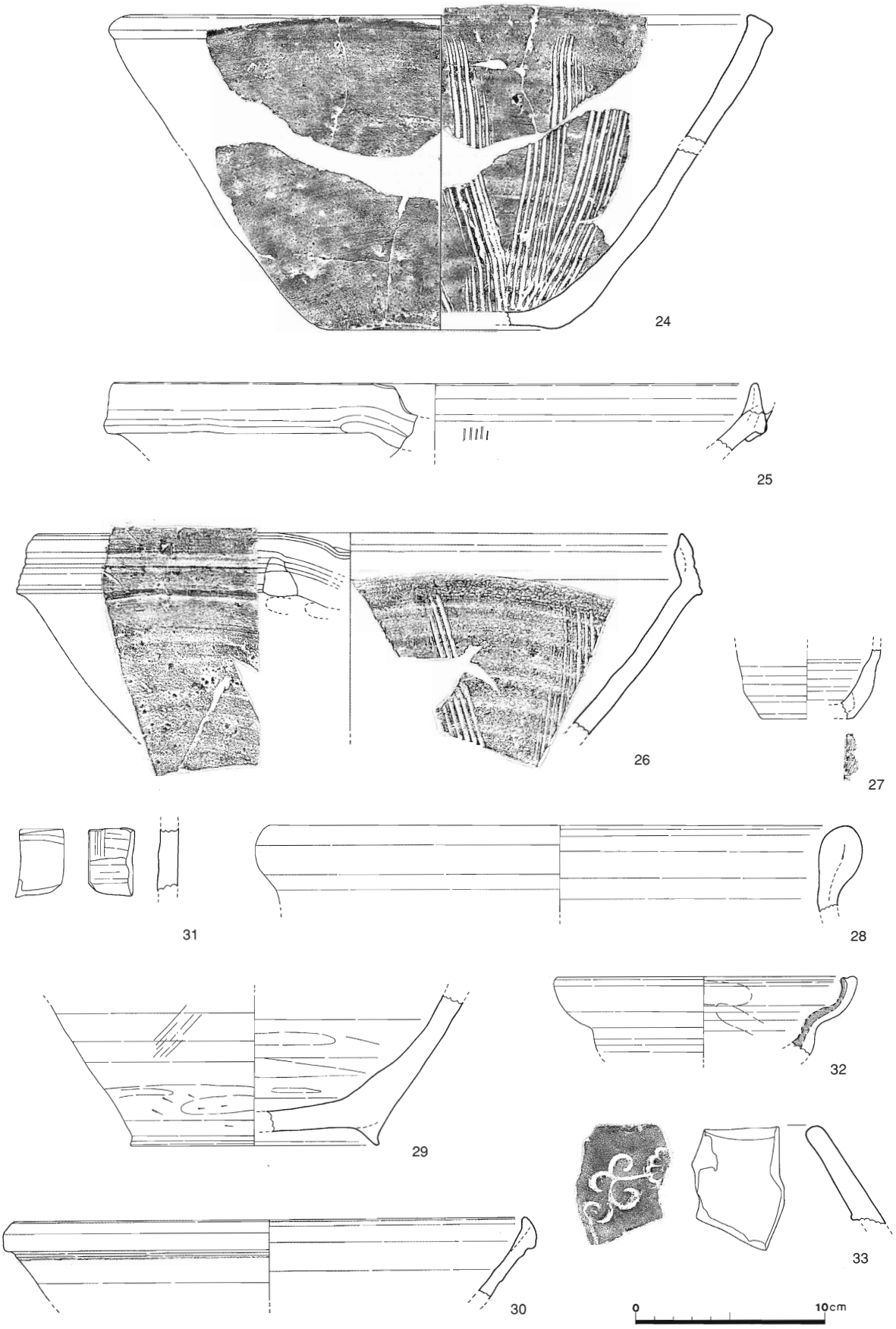

第11図　出土土器・陶磁器実測図（その３）

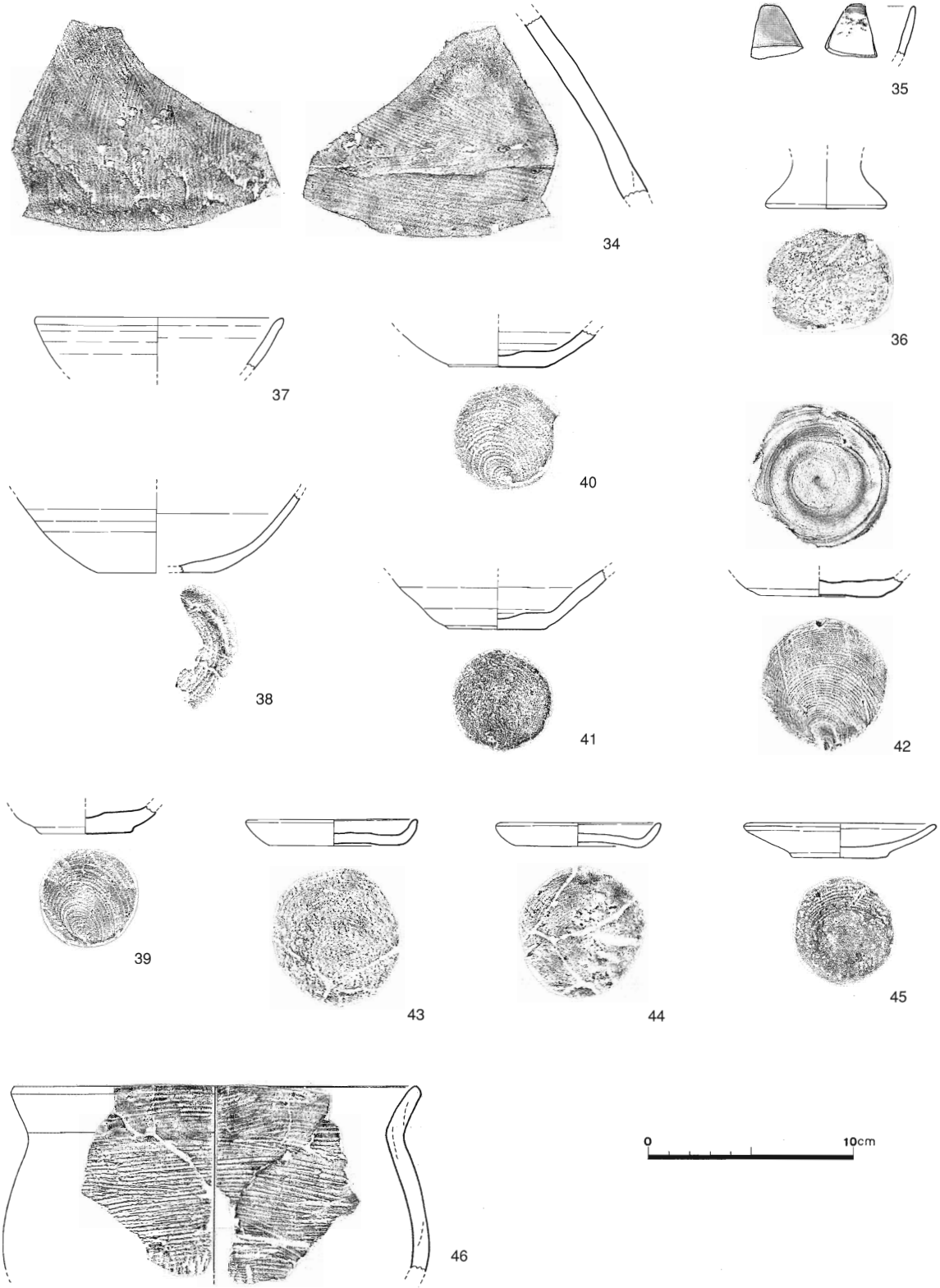

第12図　出土土器・陶磁器実測図（その４）

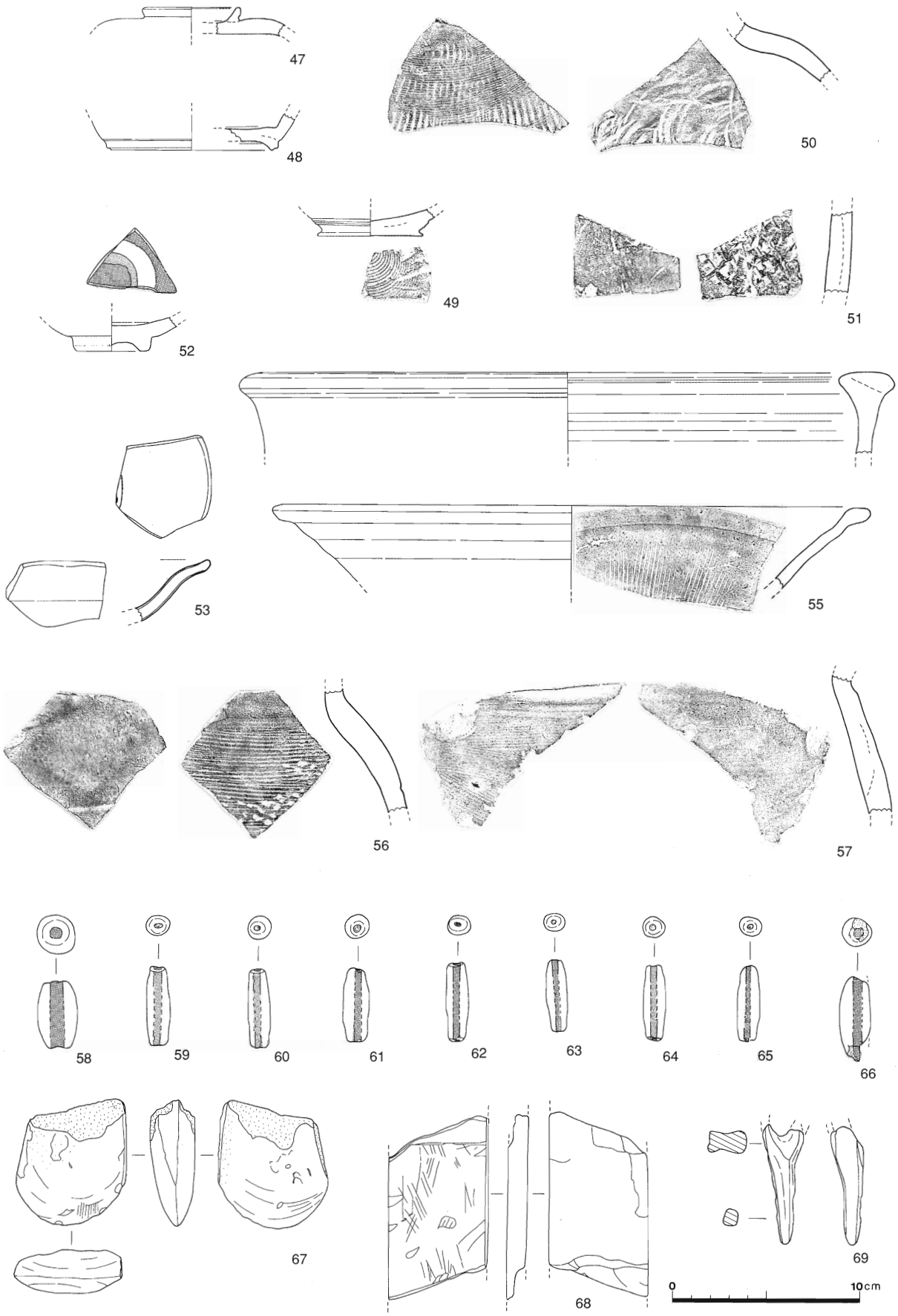

第13図　出土土器・陶磁器・その他の遺物実測図（その５）

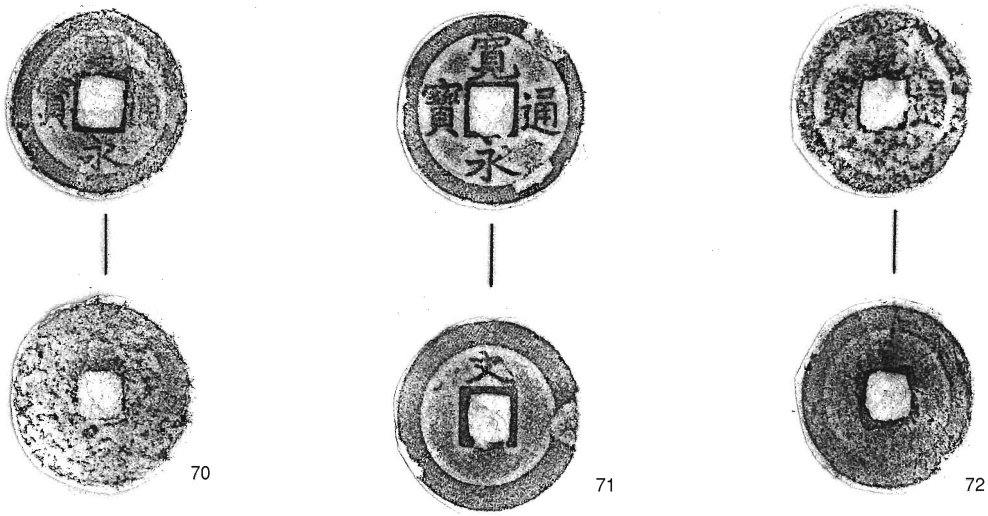

第14図　出土古銭拓影（その６）

特論 1

中世の丸毛郷（別符）と丸毛氏

－「安富家文書」の紹介をかねて－

井 上 寛 司

一、はじめに

中世の丸毛郷は丸毛別符ともいい、今日の美濃郡美都町の東部地域、三隅川の上流矢原川に注ぐ丸毛川の上流域に位置し、北は三隅郷、西は津毛郷（別符）、そして南は疋見郷（別符）とそれぞれ境を接していた。

この丸毛郷（別符）は、室町・戦国期を通じて鋭い対立を繰り返した益田氏とその一族三隅氏との勢力が境を接する境界領域に位置したこともあって、その歴史は極めて複雑な過程をたどることとなった。しかし、関係史料が著しく制約されていることもあって、これまでその歴史的な実態は必ずしも明らかでなかった(1)。ところが、幸いにもこの度益田市の所蔵ないし寄託の運びとなった安富家文書(2)の中に、中世の丸毛郷・丸毛氏に関する興味深い記述が認められ、これによって従来不明であったところをかなり補えることが明らかとなった。そこで、安富家文書の多くが未だ広く一般には公開されていないことに鑑み、その史料紹介をかねながら、小稿では中世における丸毛郷（別符）の領有関係の変化を中心に、丸毛氏の歴史的性格とその歴史的変遷について、若干の検討を試みることとしたい。

ここで予め１つの結論を述べるならば、中世の丸毛郷（別符）は藤原（益田・丸毛）氏から始まって、安富（丸毛）氏、三隅氏、そして益田氏（惣領家）へと、時代に応じてそれぞれその領有者（領主）が変化していったところに特徴があるといえる。どのような歴史的背景の中でこうした変化が生じたのか、そしてその間にあって丸毛氏はどのように変化していったのか、今回発掘された森下遺跡と丸毛氏との関係は如何なるものであったかなどの点が、以下の考察における重要な論点となるであろう。

二、中世丸毛郷（別符）と丸毛氏の成立

古代には存在しなかった「丸毛」の地名が初めて史料上に登場してくるのは、元暦元年（1184）11月25日の源範頼下文案(3)においてで、藤原（益田）兼高の父兼栄の所領の１つとして「疋見丸毛別符」が見える。別符とは、開発などを条件に石見国衙への官物（貢租）の別納と領有を認められた所領のことで、石見国衙の在庁官人藤原（益田）氏が古代の美濃郡都茂郷の一部を開発し、新たに獲得した中世的所領であって、その成立は11世紀後半ころまで遡ると考えられる(4)。

ところで、ここに「疋見丸毛別符」として疋見と丸毛が一括されているのは、丸毛別符及び同じく古代の美濃郡山田郷の一部を開発して生まれた疋見別符が、ともに未だ初歩的な段階（未だ開発が十分進んでいない状態）にあったことによると考えられ、貞応２年（1223）３月の石見国惣田数注文案(5)でも「ひき見まろも　五丁一反二十ト」と一括された国衙領の単位所領として見える。しかし、これ以後疋見・丸毛両別符とも次第に開発が進められ、所領としても拡大して

いったようで、元弘３年（1333）９月14日の石見国宣写(6)では、丸毛彦三郎に対して長野荘内安富郷と丸毛別符内の堀越・渋谷名が安堵されている。参考のため、以下に史料を掲げておこう。

（史料１）石見国宣写

石見国長野庄内安富郷・同国丸毛別符内■（堀）越・渋谷名事者　宣旨案如レ此、不レ可レ有二知行相違一所也、仍執達如レ件、

元弘三（一三三三）年九月十四日　　御目代藤原在判

丸毛彦三郎殿

この文書は、貞応２年以後に丸毛別符が独立し、かつこれを知行する丸毛氏が成立したことが確認できる最初のもので、益田氏系図(7)によれば益田兼季の子兼忠（益田兼時・周布兼定の弟）が丸毛氏の初代とされている。益田兼定が親父兼季から周布郷を分与され、周布氏として独立したのと同じく、兼忠もまた父兼季から丸毛別符を与えられ、丸毛氏として独立したというのである。周布氏の独立が安貞２年（1228）２月６日のことであるから（この点については改めて後述する）、益田氏一族である丸毛氏の成立もまたこれとほぼ同じ13世紀初頭のことであったと考えてよいであろう。

さて、それでは史料１の石見国宣写に見える丸毛彦三郎は、鎌倉期以来の益田氏の庶子家丸毛氏の直接の子孫と考えてよいのであろうか。次ぎに掲げる３つの史料は、この点について考える上での重要なヒントを提供している。

（史料２）安富彦三郎兼幸譲状(8)

譲与

石見国長野庄安富郷・同国丸毛別符地頭職事

右、当郷地頭職者自二祖母連阿手一譲得、同国丸毛別符者自二親父名宣手一譲得、彦三郎兼幸法名道元無二相伝知行相違一地也、而相二副連阿以下手継証文一、譲二与孫子助九郎直世一者也、但丸毛別符一所也、安富郷堺事、限二東大中蔵比多尾一、限二南湯屋谷・梁瀬江ノ一、限二西金地古河一、限二北虫追・鰡江埼一者也、無二他人妨一可レ令二知行一状、如レ件

正平十年乙未（一三五五）三月十六日　　（切取）

……

（史料３）沙弥道元安富彦三郎兼幸譲状(9)

譲与

石見国長野庄安富郷地頭職事

右、当郷地頭職者、自二祖母連阿手一譲得、彦三郎兼幸法名道元相伝、無二知行相違一地也、而相二具連阿譲以下手継証文一、譲二与孫子助九郎直世一者也、但堺事、限二東大中蔵比多尾一、限二南湯屋谷・梁瀬江一、限二西金地古河一、限二北虫追・鰡江埼一者也、無二他人妨一可レ令二知行一状、如レ件、

正平十年乙未三月十六日　　沙弥道元（花押）

……

（史料４）安富彦三郎兼幸譲状案(10)

譲与

石見国長野庄安富郷地頭職事

右、当郷地頭職者、自二祖母連阿手一譲得、彦三郎兼幸法名道元相伝、無二知行相違一地也、而相二具連阿譲以下手継証文一、譲二与子息九郎入道智弘一者也、但堺事、限二東大中蔵比多尾一、限二南湯屋谷・梁瀬於一、限二西金地古河一、限二北虫追・鰡江埼一者也、無二他人妨一可レ令二知行一状、如レ件、

正平十八年(一三六三)癸卯二月十八日

この3通の文書はいずれも安富彦三郎兼幸（沙弥道元）が認めた譲状で、史料2では丸毛別符を、また史料3では安富郷をそれぞれ孫の助九郎直世に譲渡し、そして史料4では同じく安富郷を子息の九郎入道智弘に譲渡している。このうち史料2は署名部分が切り取られているが、文書原本と考えられ、史料4も案文ではあるが間違いのない中世文書と認めてよいものと考えられる。史料3と4との関係については、いったん孫の助九郎直世に譲渡した安富郷を、何らかの事情で子の九郎入道智弘に譲り直した、あるいは孫と子に合わせ譲渡したと考えることができよう。

さて、この3通の文書で問題となるのは、安富彦三郎兼幸が祖母連阿から安富郷地頭職を、そして親父名宣から丸毛別符地頭職をそれぞれ譲渡されたと述べていることにある。この文書の発給者安富彦三郎兼幸は、他の文書では「丸毛彦三郎兼幸(11)」・「丸毛彦三郎入道々元(12)」などとも称していて、丸毛氏でもあったことは間違いない。いったい、なぜ丸毛彦三郎兼幸は安富氏を名乗っているのか、果たしてそれは鎌倉期の丸毛（益田）氏と同じ一族と考えてよいのか、また丸毛氏と安富氏との関係はどうなっているのか。それらの点については次節で改めて考えることとし、ここでは安富氏についてのみ簡単に述べておくこととしよう。

安富氏というのは、高津川中流域右岸低地と丘陵一帯に位置した安富郷（長野荘内）を支配した領主のことで、その史料初見は次の文書である。

（史料5）関東御教書案写(13)

伊勢大神宮神宝以下御訪用途事、所レ被二支配一也、其内一貫文今月中沙二汰進六波羅一、可レ執二進請取一之状、依レ仰執達如レ件、

嘉元(一三〇三)二年八月六日　　相模守在判

左京権大夫在判

安富地頭殿

鎌倉幕府が、伊勢神宮の造営費用として賦課したうちの1貫文を今月中に京都の六波羅探題に納めるよう命じたもので、安富氏が益田氏などと肩を並べる鎌倉幕府の御家人であったことが知られる。この安富氏は、次の史料6にも示されているように、もとは益田氏の一族周布氏であって、安貞2年（1229）から嘉元2年（1303）までの間に周布氏の庶子家が安富名（郷）を分与されて独立し、新たに安富氏を名乗ったものと考えられる。

（史料6）関東下知状写(14)

下　左兵衛尉兼定

可二早領知一石見国周布郷加津万浦永見村定・鳥居郷・長野庄内安富名・大家庄内福光村等地頭職一事

右人当知行無二相違一云々、早可二安堵一之状、依二鎌倉殿仰一、下知如レ件、

安貞(一二二八)二年二月六日　　武蔵守平御判

相模守平御判

三、周布氏一族丸毛（安富）氏の成立

前節の史料２において、安富（丸毛）彦三郎兼幸は安富郷地頭職を祖母連阿から、そして丸毛別符地頭職は親父名宣からそれぞれ譲渡されたと述べていた。ここに見える安富氏・丸毛氏と安富郷・丸毛別符の関係を整合的に理解するためには、少なくとも次の３つの可能性のそれぞれについて検討を加えてみる必要がある。

その第１は、彦三郎兼幸が本来丸毛氏（益田氏の庶子家）で、丸毛別符に加えて新たに安富郷をも合わせ領有するに至ったとするもの。その根拠としては、史料１において兼幸が明確に「丸毛彦三郎」と称していること、そして親父名宣から丸毛別符を譲渡されていることなどが挙げられよう。この場合、兼幸の妻が安富氏の出で、何らかの事情から安富家が断絶したため、祖母連阿からその孫（兼幸妻）の夫である兼幸に安富郷が譲渡され、安富氏の名跡をも合わせ継承したということになろう。

第２の可能性として、兼幸はもと安富氏（周布氏一族）で、丸毛家に養子に入った場合が考えられよう。その根拠としては、兼幸が父から丸毛別符を譲渡されていることが考えられる。そしてこの場合、兼幸は父（義父）名宣から丸毛別符を譲られるとともに、何らかの事情（安富家嫡流の断絶など）で本家安富氏より祖母連阿を媒介として安富郷を譲渡され、丸毛・安富の両名跡を継承するに至ったと考えることができる。

これに対し、第３の可能性として考えられるのは、兼幸がもともと安富氏の庶子家で、父名宣から丸毛別符を譲渡されて新たに丸毛氏を称した（安富系丸毛氏の成立）とするものである。この場合、本来の丸毛氏（益田氏の庶子家）はすでにこれ以前に何らかの事情で断絶してしまい、その跡を周布氏一族の安富名宣が継いだこと、しかし本家安富家で何らかの事態（嫡子の死去など）が発生したため、改めて安富郷を祖母連阿から譲渡され、安富家をも合わせ継承するに至ったこと、などが考えられよう。

これら３つの可能性はともにいずれとも決めがたいところではあるが、これらの複雑な事情を伝える一連の文書がともに「安富家文書」として安富家に伝えられてきたことからすると、第１・第２の可能性は極めて低く、第３の可能性に従って考えるのが最も妥当だということになろう(15)。以下、こうした理解に従って考察を進めることとする。

さて、以上の考察から、丸毛兼忠を初代とする益田氏の庶子家丸毛氏は鎌倉末期の元弘３年以前に何らかの事情で断絶し、その跡を周布氏一族の安富氏が継承することとなり、この後は丸毛（安富）氏が安富郷と丸茂別符を合わせ知行する体制が継続されることになったと推察される。この体制は、少なくとも室町期の15世紀前半までは維持されたようで、次の史料からこれをうかがうことができる。

（史料７）安富道安譲状(16)

譲与

見国長野庄内安富郷地頭職事、

右、件所領者、祖父教弘自レ手譲得、道安重代相伝之所領也、仍安富・丸毛之惣領職之事、嫡子民部少輔兼安手次文書於相副譲与者也、然間庶子等中にも三郎次郎兼正、教弘之媒(マヽ)守、可レ致二其沙汰一、成二水魚思一、諸御公事以下不レ可レ有二無沙汰一、若三郎次郎跡たへハ惣領可二知行一者也、仍譲状如レ件、

永享九年(一四三七)丁巳三月十五日　　(切取)

この文書は、安富郷地頭職を祖父教弘から相伝した安富道安が、安富・丸毛の惣領職を嫡子兼安に譲渡したもので、少なくともこの頃まで安富・丸毛の両所が丸毛（安富）氏によって統一的に知行されていたことがうかがわれる。

一方、かつて一括されていた疋見・丸毛がその後それぞれ分割され、別個に相伝されていったことについては、建武２年（1335）２月12日の後醍醐天皇綸旨(17)において、益田・小石見両郷と津毛・疋見両別符は本領だとして益田氏に勲功の賞として与えられていることからも知られる(18)。但し、建武３年11月26日には足利尊氏によって改めて津毛郷・疋見別符などが京都本圀寺に寄進され(19)、再び益田氏の手を離れることとなった。いずれにしても、鎌倉初期まで一括されていた疋見丸毛別符がその後分割され、それぞれ益田氏とその庶子家丸毛氏に伝領され、さらにその丸毛氏が鎌倉末期に没落した後、安富氏系の丸毛（安富）氏が新たに成立することとなったのであった。

四、三隅氏による丸毛郷支配と益田氏

南北朝期の丸毛（安富）氏は当初北朝方として活躍したが（この点については後述する）、次の史料８からうかがわれるように、のち足利直冬に属して反幕府方に転じ、その後は南朝方として活躍したようである。さきに掲げた３通の譲状（史料２～４）がいずれも南朝年号であったのはこのことをを示すものといえよう。

（史料８）足利直冬御教書写(20)

厚東周防権守(武村)令二同心合力一致二忠節一者、於二長野庄内知行之地一者、不レ可レ有二相違一之状、如レ件、

貞和五年(一三四九)十月一日　　御判(足利直冬)

丸毛彦三郎入道殿

しかしその間、丸毛郷の北側で境界を接する同じく南朝方の三隅氏が勢力を拡大したこともあって、丸毛（安富）氏は次第に三隅氏によって圧迫されていったようである。次に掲げる史料もそうした一端を示すものであろう。

（史料９）某宛行状(21)

石見国角井村安富彦三郎入道当知行分事、所二宛行一也、守二先例一可レ致二沙汰一之状、如レ件、

正平十七年(一三六二)十二月「晦(異筆)日」　　(切取)

三隅石見判官(直遠)殿

その結果、永享12年（1440）９月10日の石見国諸郡段銭注文(22)によると、「安富　公田五丁壱段丸毛共二、但今ハ丸毛三隅知行間、彼方不弁之」とあって、丸毛が安富と一括されるとともに、しかし実際には三隅氏の知行となっていて、すでにこれ以前に前節で指摘した安富と丸毛との結合が崩壊していたこと（安富系丸毛氏による丸毛郷支配からの撤退）が知られる。文明元年（1469）12月29日の三隅豊信知行書立(23)にも、津毛・疋見・丸毛の３郷が三隅郷などとともに三隅氏の所領とされていて、丸毛郷の支配はすでに丸毛（安富）氏から三隅氏の手へと移ってしまっていることが確認される。

しかしながら、三隅・益田両氏の勢力圏の境界領域に位置する津毛・疋見・丸毛３ヵ郷の領有

をめぐっては、かねてより三隅・益田両氏が鋭く対立しており、それは益田兼理時代の応永年間における益田氏の嫡子単独相続制への移行や、それにともなう家臣団統制の強化など(24)とも深く関わっていたと推察される。

益田氏がこれら3ヵ郷の支配に乗り出すに至った直接的な契機は、永享3年（1431）の益田兼理の討死にあるようで、年未詳10月10日の益田家代々忠節書上(25)によると、この3ヵ所はもとは永享3年に筑前国で戦死した兼理がかねてより望み、大内氏もその領有を約束していたものだという。

こうした事情を踏まえ、兼理の跡を継いで急遽益田氏惣領となった益田兼堯の時代には、津毛・疋見・丸毛3ヵ郷の領有をめぐって三隅氏との間で激しい対立が展開されることとなった。そしてこの両者の対立に1つの区切りをつけるとともに、しかし実際にはいっそうその対立を激化させる契機となったのが、大内道頓の乱に始まる石見国における応仁・文明の乱の勃発であった。

この乱に際して益田氏は、兼堯・貞兼父子がそれぞれ相互の連携と機能分担を踏まえながら、一方で大内氏（西軍）と結びつつ、他方では東軍方とも結ぶというまことに巧妙な作戦を展開することにより、一挙に石見一国に及ぶ国人連合の盟主の地位を確立するに至った(26)。同時に、益田氏は三隅・福屋・周布などの藤原氏（広義の益田氏＝御神本氏）一族に対する惣領としての地位を確立し、そうした立場から三隅氏などに対しても強力な圧力を加えたのであった(27)。

さきに挙げた文明元年12月29日の三隅豊信知行書立は、これら三隅氏の所領が実際にはすべて益田氏（惣領）のものであることを宣言するためのものに他ならなかった。それは、文明元年と推定される年未詳12月6日の西方幕府奉行人飯尾為脩宛の大内義弘書状(28)に、「石見国益田又次郎貞兼事、御神本惣領候、同国三隅中務少輔豊信事者、彼益田庶子候之処、今度豊信自二最前一敵方同心、種々致二計略一候、剰益田所帯悉申給候、如レ此候上者、三隅一跡事被二仰付一又次郎貞兼一候者、忝可二畏入一候」とあり、これを受けて将軍足利義視が同月13日付で、益田貞兼に対し「石見国所々三隅中務少輔豊信跡事、為二欠所一宛二行之一訖、早可二領知一也」と伝えている(29)ことからも知られる。

しかし、こうした混乱した状況の中で発せられた一片の命令が十分な効力を持ち得なかったのはいうまでもないところであって、その後も引き続き益田・三隅両氏の間で津毛・疋見・丸毛3ヵ郷の領有をめぐる鋭い対立は継続されていった。

この紛争が一定の解決を見るのは益田貞兼の嫡子宗兼の時代になってからのことで、明応4年（1495）12月21日の三隅信光置文(30)では、前年に津毛郷を益田氏領とすることで合意が成立し、またその後疋見・丸毛両郷についても益田氏領とすることになったとして、信光もこれらを承認している。同じく明応5年4月13日の三隅興信契約状(31)でも、津毛・疋見・丸毛3ヵ所は由緒によって益田宗兼が当知行しているとして、興信もこれを承認している。こうした状況を踏まえ、明応10年（1501）と推定される年未詳4月13日の宗兼宛大内義興書状(32)は、「津毛・引見・丸毛此三箇所事、先年三隅藤五郎対二其方一令二約諾一、去二進之一候次第、委細承候了、殊任二当知行一、互不レ可レ有二相違一」として、改めて益田氏の知行を認めている。そして最終的には、享禄5年（1532）9月28日の三隅興兼去渡状(33)で、「任二御望之旨一、疋見并道河・丸毛并板井河両所事、可二進置一候」と認め、長期に渡る紛争もようやくここに終結を迎え、益田氏（惣領家）の所領として確定されることとなった。

この間、永享初年ごろからはかつての丸毛（安富）氏に代わって三隅氏が丸毛郷を支配し、その後応仁・文明の乱のころから名目的には益田氏の所領となりながら、実際には明応年間ころまで引き続き三隅氏が丸毛郷支配を維持したものと考えられる。一方、安富郷に関しては、文明6年（1474）7月28日の足利義政御教書(34)により、長野荘内の7郷が益田氏（貞兼）に「返付」されることとなり、中世末期に至るまで安富郷もまた益田氏（惣領家）の支配下に置かれることとなったのであった。

五、鎌倉末・南北朝期の丸毛氏と丸毛城

以上、ここまでは複雑な過程を辿った中世丸毛郷（別符）の領有関係の歴史的変遷についてその概要をながめてきたが、ここからは以上の考察を踏まえて中世の丸毛郷（別符）や丸毛氏の具体的な内容について考えてみることとしたい。

まず南北朝期の丸毛氏であるが、今日次のような3通の軍忠状が残されている。

（史料10）丸毛彦三郎兼幸軍忠状(35)

石見国御家人丸毛彦三郎兼幸申軍忠事、

右、於二石州一欲レ令レ対二治凶徒等一之処、依レ無二与力人一、去年建武二十二月廿一日馳二越防州一、属二于大内豊前権守手一、対二于当国守護目代等一致二合戦一令レ分二捕之一時、自身被レ疵之条被二聞召及一者欤、所詮将軍家九州御下向之間馳二参兵庫嶋一畢、仍打二出西宮合戦一之時者属二于御手一抽二戦功一、迄二于九州一令二供奉一之条御存知上者、賜二御証判一欲レ備二以後亀鏡一、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言、

建武三年（一三三六）四月　日

『承候了（厚東武実）（花押）』

進上　御奉行所

（史料11）安富彦三郎入道教元軍忠状(36)

石見国安富彦三郎入道教元申軍忠事、

右、三隅凶徒等楯二籠板屋河一之間、可二退治一之由賜二御教書一、追二落敵徒等一、入二替彼城一支二要害一之処、御敵三浦弥七・同与一・吉見左近将監以下率二大勢一、今月一日寄来之間、下合麓致二散々合戦一之刻、教元旗（旗）指形（刑）部三郎討死仕訖、此段上野四郎殿御見知之上者、賜二御証判一為レ備二後証一、恐々言上如レ件、

暦応四年（一三四一）八月五日

『承了（上野頼兼）（花押）』

（史料12）丸毛彦三郎入道道元軍忠状(37)

石見国安富郷地頭丸毛彦三郎入道（ホ）ゝ元申軍忠事、

右、今月十六日夜凶徒三浦与一・同九郎・同与三以下之輩丸毛城寄来之間、致二防戦一刻、子息彦九郎兼弘被レ疵（右ノカイナツキ疵、同ウテ切疵、左殿ツキ疵）候畢、然早為レ賜二御証判一、恐々言上如レ件、

康永二年（一三四三）二月廿日

『承了（上野頼兼）（花押）』

史料10は、幕府の御家人丸毛彦三郎兼幸が、周防国の大内長弘と結んで同国の守護目代等と合戦をし負傷したこと、また足利尊氏の九州への下向に際しては兵庫島まで出向いて西宮合戦に参加したこと、あるいは九州まで尊氏のお供をしたこと等の軍忠を書き上げて奉行所に報告し、長門国守護の厚東武実がこの申し出に間違いないとして証判を与えたもの、同じく史料11は、安富彦三郎入道教元が、板屋河（板井川）に立て籠もった三隅氏を追い落として城を奪い取り守っていたところ、三浦与一以下の敵軍が攻めてきたため、下合麓で合戦した際、配下の武士（旗指の刑部三郎）が討死したとしてその証判を求めたのに対し、石見国守護の上野頼兼が証判を与えたもの、そして史料12は、安富郷地頭でもある丸毛彦三郎入道道元が、今月16日夜に三浦与一以下の敵が丸毛城に攻めてきた際、子息の兼弘が負傷したとして証判を求め、石見国守護上野頼兼が証判を与えたものである。

このうち、史料11に見える安富彦三郎入道教元について、安富氏系図ではこれを兼幸の嫡男としているが、名前の同一姓や年令（仏門には入っている）などから判断して、この理解には従いがたく、兼幸と同一人物（別名）とするのが妥当と考えられる。安富氏を名乗る場合に、丸毛兼幸が教元という別の名前を用いることもあったということなのではないだろうか。そして、もしこの推定に誤りがないとすれば、この３通の軍忠状はいずれも丸毛（安富）彦三郎兼幸のものということになり、南北朝期の兼幸が終始丸毛城に拠って北朝方として活躍していたことが明らかとなる。恐らく、丸毛城そのものも鎌倉末期に丸毛地域を支配下に収めた丸毛（安富）兼幸の手で新たに築かれたものだったのであろう(38)。今日も丸茂城跡に近接するその北側に「堀越」の地名が残されているが、これは兼幸が獲得した堀越名（丸毛別符を構成する名田の１つ）の中に新しく城を構えたことを示すものに他ならないと考えられる。そして何より注目されるのは、今回発掘された森下遺跡が14～15世紀の遺構と推定され、それが丸毛（安富）氏による丸毛郷（別符）の知行時代と完全に合致していることである。

森下遺跡は、丸茂城跡の東側の谷を挟んだ、丸茂原を一望できる丘陵上に位置し、居館跡と推定される礎石建物や中国製陶磁器（青磁）なども確認されていて、地理的な景観や丸茂城跡との位置関係などから見ても、森下遺跡が丸毛城を構えた丸毛（安富）氏の、丸毛城と対をなす居館であった可能性は極めて高いと考えることができよう。益田市・美都町としても、今日に残る重要な歴史的遺産として、ぜひこれを丸茂城跡とともに文化財と認定し、引き続く調査・研究を進めていただくよう、この場を借りて強く希望するものである。

六、室町・戦国期の丸毛氏と安富氏

第４節で述べたように、室町期の15世紀中ごろ、丸毛（安富）氏による丸毛郷支配は三隅氏によって取って代わられ、そして戦国期には安富郷を合わせともに益田氏（惣領家）の支配下に置かれることとなったわけであるが、ではこうした状況の中で丸毛（安富）氏はその後どうなっていったのであろうか。

この点でまず注目されるのは、永享7年（1435）７月25日の寺戸禅幸他一〇四名連署起請文(39)の中に丸毛・安富の両氏合わせて５名の存在が確認できることである。この起請文は、益田兼理と嫡男藤次郎の急逝にともない、急遽益田氏の家督を継ぐこととなった松寿丸（後の兼尭）に対し、寺戸禅幸以下105名の益田氏一族・扶持人が、松寿丸を益田氏の惣領・主人と仰いで忠

節を尽くす旨の誓いを立てたもので、安富氏では勘解由兼持・大蔵亮兼清・助七郎兼連、同じく丸毛氏では大炊入道禅正・二郎衛門尉兼元がそれぞれ署判を加えている。ここに見える5名は直近の安富家文書（史料7では安富道安とその嫡子民部少輔兼安、庶子三郎次郎兼正などが見える）において確認できる人物とは名前が異なっていて、この両者がどのような関係にあったのか、必ずしも明確ではない。しかし、少なくとも丸毛・安富両氏の内の一部が益田氏（惣領家）の扶持人（＝益田氏直属の家臣団）として組み込まれていたことは明らかで、そこに丸毛・安富両氏の行く末が暗示されているともいうことができよう。

南北朝期の丸毛（安富）氏は、史料11・12の軍忠状などからもうかがわれるように、終始丸毛城・丸毛地域を中心に活動を展開しており、安富氏を称することはあっても、丸毛郷（別符）に本拠を置いていたことは疑いない。それは、史料7の安富道安譲状案において、嫡子兼安ではなく、庶子の三郎次郎兼正に安富郷の実際の支配を委ねているところからもうかがわれる。丸毛（安富）氏の惣領たる兼安が丸毛郷に本拠を置いていたからこそ、距離的に離れた安富郷の支配は庶子家に委ねざるを得なかったことを示すものに他ならないと考えられるからである。しかし、丸毛（安富）氏の惣領はともかく、実際には丸毛・安富の両地域に一族が別れて盤踞しており、それらがそれぞれ丸毛氏・安富氏を称したことは十分想定できるところで、永享7年の起請文に見える丸毛・安富両氏というのは、ともにそうした丸毛（安富）氏の庶子家であったと考えることができよう。

安富氏に関していえば、永徳元年（1381）と推定される年未詳6月9日の大内氏老臣連署書状(40)に長野荘内の「安富入道一城」、また『看聞御記』永享3年（1431）7月23日条に「永富長門守」の名が確認できる。そして宝徳2年（1450）6月2日の掃部頭清宗書下(41)と、同年と推定される年未詳6月27日の清宗書状(42)において、安富郷内の一部地頭坂本修理亮跡が崇観寺の住持勝剛和尚長柔に去り渡され、これを機にやがて安富郷全体が益田氏（惣領家）の所領として組み込まれることとなった(43)。一方、丸毛氏に関しても、前節で述べたように、永享年間以後丸毛郷が三隅氏の支配下に組み込まれるとともに、三隅・益田両氏の鋭い対立に巻き込まれ、これまた最終的には益田氏（惣領家）の所領として再編成されることとなったのであって、これらの過程を通じて丸毛・安富両氏はともにその自立性を否定され、丸毛（安富）氏の惣領ともども、益田氏（惣領家）の家臣団の中に組み込まれていくことになったものと考えられる。

戦国期には、安定した所領支配と家臣団編成を目指す益田氏にとって、西側の吉見氏と並んで、東側の三隅氏との所領支配をめぐる対立がとりわけ重要な問題として提起され、こうした課題に応えるべく、三隅氏領と境を接する津毛・丸毛地域にあっても地域支配体制の再編成が進められた。その際、益田氏がとくに重視したのは津毛郷で、ここに小原氏を代官として派遣し、津毛・丸毛地域全体の統轄と三隅氏封じ込めに当たらせた(44)。この小原氏の居城として重視されたのが矢原川の右岸に位置する宇津川城（宇津川要害ともいう）で、三隅氏攻撃の最前線基地として永禄4年（1561）、元亀2年（1571）の両度の合戦で三隅氏の重要拠点・登代城（板井川要害・板井川城）を落城させたという(45)。

一方、天正11年（1583）2月17日の小原兼栄当知行注文(46)によると、小原氏は津毛郷内に止まらず丸毛郷内でも後山名・堀越名を与えられており、かつて丸毛（安富）氏が重要拠点とし、丸毛城や居館を築いた堀越地域が益田氏の直轄領として代官小原氏に与えられているのを確認す

ることができる。本拠地を失い、他に転居せざるを得なかった丸毛氏が大きく勢力を後退させたであろうことは、容易に想像できるところである。慶長4年（1599）以前の慶長初年ごろと推定される年月日未詳の益田家於石州被官中間書立写(47)でも、丸毛氏については末尾の「その他」の部分に丸茂弥六左衛門の名前が確認できるに過ぎない。安富氏が「城廻之衆」の中に2人、そして「飯田・安富・市原・虫追・内田」の最初に安富安芸入道が見えるのと著しい対照をなしているといえる。安富系丸毛氏は、鎌倉末・南北朝期における華々しい活躍ののち、室町から戦国期にかけて急速に勢力を後退させ、衰退していったものと考えられるのである。

七、むすびにかえて－残されたいくつかの問題－

以上、小稿では中世の丸毛郷（別符）と丸毛氏について、安富家文書の紹介を兼ねながら、その歴史的変遷を始めとするいくつかの論点に検討を加えてきた。しかし、その実態の解明という点でなお多くの課題が残されていることは改めて指摘するまでもない。それらはいずれも今後の研究課題とし、ここでは本稿の中で述べられなかった一・二の問題について若干の補足を行うことで、むすびに代えることとしたい。

まず第1の点は、丸毛別符と丸毛郷の名称についてである。別符の意味については第2節で述べたところであり、中世的所領の1つとして丸毛郷というのと本質的には異なるところなかった。しかし、実際に史料に即してみると、永享9年（1439）の安富道安譲状（史料7）に至るまで史料上はすべて丸毛別符と表記され、丸毛郷の呼称は見られない。これに対し、文明元年（1469）の三隅豊信知行書立を初見として、それ以後はすべて丸毛郷と表記され、丸毛別符の呼称はまったく認められない。いったいこの変化が何を意味しているのか、必ずしも明確ではないが、一般的には開発の進展などにともなって別符の名称が郷に変わっていくのが通例と考えられ、津毛郷の場合も建武2年（1335）2月12日の後醍醐天皇綸旨までは津毛別符、翌3年11月26日の足利尊氏寄進状以後はすべて津毛郷の呼称に統一されている。これらのことからすれば、丸毛郷（別符）の場合、15世紀中ごろに別符から郷への変化が生じ、その背景に顕著な開発の進展があったと考えることもできる。しかし、開発の進展というのであれば、丸毛地域に拠点を構えた鎌倉末期以後の丸毛（安富）氏時代こそそれに当たると考えられるから、この名称の変更はむしろ丸毛（安富）氏から三隅・益田氏への知行権の転換にともなうものであったとする方がより事実に近いのではないだろうか。あるいは、安富郷との関係もあって丸毛（安富）氏が意識的に丸毛別符の呼称を使い続けたとも考えることができよう。今後に残された研究解題の1つといえる。

第2の点は、その丸毛郷（別符）の所領規模についてである。残念ながらこの点に関しては中世末・近世初頭の史料しか残されておらず、詳細は明らかでないが、天正18年（1590）11月16日と翌19年正月11日の2通の美濃郡益田元祥領検地目録(48)によってその概要を知ることができる。これによると、丸毛郷の耕地面積などはおよそ次の通りであった。

田数　85町2段320歩　分米521石5斗4升
畠数　24町7段80歩　　代　26貫776文
屋敷　174ヶ所

これらの耕地や屋敷がどこに、どのような形で存在したのか、またこうした耕地面積が中世を通じてどのように変化・発展してここに至ったのか等については、他に考察の手掛かりが残され

ておらず、不明という他ないが、さきにも述べたように、基本的には鎌倉末・南北朝期の丸毛（安富）氏の時代にその骨格は形成されていたと考えてよいであろう。また、史料によって確認できるところでは、中世の丸毛郷（別符）が堀越名・渋谷名・後山名など、いくつかの名田によって構成されていたと考えられ、それは津毛郷の場合と同じであった。津毛郷で確認できる名田は、下岡名・小田又名・麓之名・小一瀬名・上岡名・小坂根名・大鳥名・うつの人名・かち路名(49)、及び小山下・多土能名(50)と大神楽名(51)の12名、それと宇津川地域の10名(52)、合わせて22名である。さきの天正19年正月11日の美濃郡益田元祥領検地目録によってみると、津毛郷の耕地面積などは田地122町２段160歩、畠地52町２段40歩、屋敷数249ヶ所（市場を含む）となっていて、丸毛郷よりも規模が大きく、市場などもあってより賑わっていたようであるが、丸毛郷（別符）にあっても、名田という点では津毛郷と同様、かなりの数が存在したと考えてよいであろう。

最後に、以上で紹介しきれなかった安富家文書２通を掲げておく。２通とも、これまでまったく活字化されることなく、今日に至ったものである。

（史料13）官宣旨写

左弁官下　石見国

応下除二高時法師党類以下朝敵与同外諸国輩一、当時知行地不レ可レ有二依違一事

右、大納言藤原朝臣宣房宣、奉　レ勅　略之

元弘(一三三三)三年七月廿六日　　大史小槻宿祢判

小弁藤原朝臣判

朝廷が、鎌倉幕府最後の執権である北条高時に与同する者を追討するよう、石見国内に命じたもので、和泉・常陸・陸奥・出羽などの諸国に宛てて出された同一文言の文書が残されてはいるが（『鎌倉遺文』32403～７号）、石見国宛のものは本文書のみで、一般には知られていない貴重なものである。

（史料14）益田藤兼書状（モト折紙）

其許倉本二申付候、対二中井勘解由左衛門尉一御懇之由申候、本望之至候、於二向後一者、毎事可二申談一候、猶委細者勘解由左衛門尉令レ申候、恐々謹言

三月廿日　　藤兼（花押）

杵築
別火殿
御宿所

益田藤兼が、家臣の中井勘解由左衛門尉を仲介として、出雲杵築大社（出雲大社）の上級神官である別火家を出雲における益田氏の倉本（質物をとって金品を工面する金融業者）に任命することを伝えたもの。益田氏が毛利氏に従って出雲に進出した後、軍事費の調達など、現地で必要となる諸経費を賄うため、独自に金融業者を定めたことを示すものとして極めて興味深い文書といえる。文書の年代は明確でないが、出雲に進出した永禄５年（1562）から天正年間（1573～92）頃にかけてのものと推定される、間違いのない文書原本である(53)。但し、この文書は本来折紙であったのと、後に軸物に表装する際、文書の下半部を切り捨て、さらに上半部についても文字の余白部分を切り取ってしまったと考えられ、文書のもとの形（折紙）をとどめないのは残念というほかない。

＜注＞

1．比較的まとまった記述は『島根県の地名』（平凡社、1995年）の「丸毛別符・丸毛郷」（井上寛司執筆）に限られる。これ以外では、広田八穂『中世益田氏の遺跡』（益田市史談会、1979年）の「丸山城址」と、『美都町史』（美都町史編さん委員会、1978年）「第三章　鎌倉室町時代」の「２．丸毛氏の統治」などがあるが、その内容はともに極めて簡略、かつ部分的である。

2．かねてより須佐安富家文書として知られてきたもので、安富家伝来の家蔵文書（１軸15通）と、後に安富家にもたらされた益田氏関係文書（旧別火家文書、１軸１通）の計16通からなる。このうち、安富家伝来の文書15通が益田市の所蔵となり、旧別火家文書も益田市に寄託されることとなった。

3．『益田家文書』（大日本古文書、家わけ22）1-8号。安富家文書の中にも、その抜粋の写が含まれている。

4．石見国における中世的所領としての国衙領の史料初見は、康平６年（1063）11月３日の石見国司庁宣（久利文書、『平安遺文』990号）に見える「久利郷（別符）」で、隣国出雲をはじめとして全国的にもこのころに中世的所領としての国衙領が成立したと考えられている。

5．益田家文書（『鎌倉遺文』3080号）。

6．安富家文書。広田氏注（1）前掲書（138ページ）にも紹介されている。

7．『群書類従』巻184「御神本氏系図」。丸毛氏を中心に、一部を抜粋すれば以下の通りである。

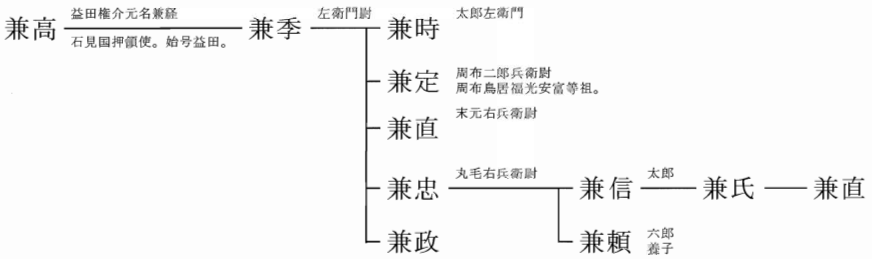

8．安富家文書。広田氏注（1）前掲書（138～9ページ）にも紹介されている。

9．安富家文書（『南北朝遺文　中国・四国編』2717号）。

10．安富家文書（『南北朝遺文　中国・四国編』3212号）。

11．後掲の史料10。

12．後掲の史料12。

13．安富家文書。文書原本は長府毛利家文書（『鎌倉遺文』21937号）。但し、長府毛利家文書では宛名が欠落している。

14．安富家文書。『萩藩閥閲録』周布氏121-1にも同文の文書が収められており、本文書はその一部を筆写したものと考えられる。

15．安富氏系図（広田氏注（1）前掲書141ページ）が兼幸を周布氏一族として示しているのは、その１つの傍証となろう。参考のため、広田氏前掲書より系図を転載する。

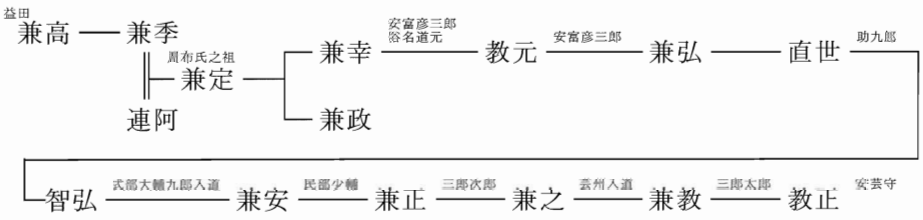

但し、この系図は安富家文書に基づいて後に作成されたものと推察され、時代の大きく異なる連阿を周布兼定の妻とするなど、多くの初歩的な錯誤が含まれていて、系図として利用するには慎重な配慮を必要とすることを知らなければならない。

16．安富家文書。これまで活字化されたことがない。また、史料２と同じく署名部分が切り取られてい

るが文書原本と考えてよいであろう。
17.『益田家文書』18号。
18. この文書の内容については、『史料集　益田兼見とその時代』（益田市教育委員会、1994年）8～10ページを参照のこと。
19. 山城本圀寺文書（『南北朝遺文　中国・四国編』541号）。
20. 安富家文書（『南北朝遺文　中国・四国編』1757号）。
21. 安富家文書（『南北朝遺文　中国・四国編』3196号）。広田氏注（1）前掲書（139ページ）にも紹介されている。この文書も署名部分が切り取られているが、文書原本と考えられる。
22. 益田家文書74-3。現在刊行中の『益田家文書』（大日本古文書、家わけ22）に収録されていない未活字の益田家文書については、文書番号のみを記す。
23. 益田家文書83-9。この文書の内容については、『史料集　益田兼尭とその時代』（益田市教育委員会、1996年）101～3ページを参照のこと。
24. この点については、前掲『史料集　益田兼尭とその時代』8～12ページを参照のこと。
25. 益田家文書19-8。
26. この点については、前掲『史料集　益田兼尭とその時代』107ページ以下を参照のこと。
27. この点については、前掲『史料集　益田兼尭とその時代』98～9ページを参照のこと。
28.『益田家文書』184号。
29. 益田家文書86-4。
30. 益田家文書60-12。
31. 益田家文書60-13。
32.『益田家文書』218号。
33. 益田家文書64-3。
34.『益田家文書』134号。この文書の内容については、前掲『史料集　益田兼尭とその時代』159～60ページを参照のこと。
35. 安富家文書。本文書はこれまで活字化されたことがない。
36. 安富家文書（『南北朝遺文　中国・四国編』1079号）。広田氏注（1）前掲書（140ページ）にも紹介されている。
37. 安富家文書（『南北朝遺文　中国・四国編』1230号）。広田氏注（1）前掲書（140～1ページ）にも紹介されている。
38. 広田氏は注（1）前掲書において、益田兼季が丸毛城を築き、丸毛兼忠より6代がここに居城したと指摘しているが（125～6ページ）、それが伝承に基づくものでしかなく、また山城の築かれるのが一般的には鎌倉末期ごろだとされることからしても、直ちにこの理解に従うことはできない。
39. 益田家文書73-3。本文書については、前掲『史料集　益田兼尭とその時代』14～22ページを参照のこと。
40. 益田家文書82-37。本文書については、前掲『史料集・益田兼見とその時代』154～5ページを参照のこと。
41. 益田家文書83-5。この文書については、前掲『史料集　益田兼尭とその時代』52～3ページを参照のこと。
42. 益田家文書83-6。
43. 前掲注（34）。
44.『史料集　益田藤兼・元祥とその時代』（益田市教育委員会、1999年）106ページ参照。
45.『美都町史』33ページ。
46. 広島大学所蔵小原家文書（『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、16号）。この文書については、前掲『史料集　益田藤兼・元祥とその時代』126ページを参照のこと。
47. 益田家什書90。この文書については、前掲『史料集　益田藤兼・元祥とその時代』178～91ページを

参照のこと。

48.『益田家文書』348・349号。これらの文書については、前掲『史料集　益田藤兼・元祥とその時代』144～51ページを参照のこと。

49. 前掲注（46）。

50. 明応４年12月13日益田宗兼感状（真如苑所蔵文書、『早稲田大学所蔵＜荻野研究室収集＞文書』下215ページ）。

51. 天正４年２月６日益田元祥安堵状写（『萩藩閥閲録』遺漏巻５）。この文書については、前掲『史料集　益田藤兼・元祥とその時代』106ページを参照のこと。

52. 前掲注（46）。

53. 安富家文書としては、他に元暦元年（1184）11月25日の源範頼下文写と建仁３年（1203）12月の藤原兼季解状写の２通があるが、これらはともに益田家文書（前掲注（3）、『益田家文書』1-12号）の一部を抜粋した写本なので、改めて紹介することは差し控える。

特 論 2

美都町丸茂城跡に関する考察

寺 井 毅

1．はじめに

丸茂城は美濃郡美都町大字丸茂に所在する中世の城郭である。丸茂城は益田（益田市）から都茂（美都町）・道川（匹見町）を経て戸河内（広島県戸河内町）に至る都茂往還と、那賀郡田野原（弥栄村）から宇津川（美濃郡美都町宇津川）を経て都茂、波田から鹿足郡日原に至る津和野奥筋往還を抑える経済、軍事の要衝にある。

10世紀頃石見国府（浜田市上・下国府周辺）に下った藤原氏は兼高の時に肥沃な益田平野に本拠を移し、地名を取って益田氏を名乗ったとされる（註1）。益田兼高は長子の兼季に本家を継がせ次男兼信を三隅郷に封じ三隅氏と称し、三男兼弘を福屋郷に封じ福屋氏と称した。さらに兼季は、長子兼時に本家を継がせ、次男兼定を周布郷に封じ周布氏と称し、四子兼忠を丸茂郷に封じ丸茂氏と称した。以上のように益田氏は早い段階で丸茂の地の掌握に努めていた。

丸茂郷は丸茂の地だけではなく、北は宇津川・板井川、西は都茂に至る広範な地域であったとされ（註2）、益田氏・三隅氏相互が領有権を主張し、互いに戦うようになった。南北朝期に三隅氏は南朝方として益田氏と戦い、三隅氏の滅亡まで丸茂郷は常に争奪の対象になった。

2．丸茂城の縄張り

国道191号線から宇津川方面、北側より丸茂郷を見渡すと南側から複雑に派生する多くの尾根を見渡すことができる。丸茂城はそのなかの比高約50mの突出した尾根のひとつを利用して築かれている。周囲は「ふけだ」の呼称が伝わるように、当時は湿地帯と考えられ、守るに易い城郭であった。東側には「的場」の地名が残り、周辺の尾根にも削平地から構成される防御施設が認められる。

最初に城（館）が築かれた時期は定かでないが、開発領主によって築かれた可能性が高い。場所はAと考えられ、井戸が残る。背後を尾根が馬蹄形に取り巻いている、いわゆる谷戸（やと）地形に築かれている。一般に谷戸を城（館）に取り立てる事例は中世でも比較的古いとされている。当時の領主は農業経営者でもあり、灌漑用水の管理者でもあった。戦闘が長期化することはほとんどないため、要害の地よりも日常の生活や領内の管理を考慮して城（館）が築かれた。Aの周囲は湿地帯であったため、天然の要害であるとともに眺望がきき、領内の管理のためにも最適な立地と考える。

Aの背後に位置するBはAに対し「詰城」に相当する。Bは削平されているが、積極的な防御施設は認められない。

平安・鎌倉期の戦いは馬上での弓矢の射合いが中心であり、騎射戦用に開発された大鎧を着用した武士が馬に乗って出陣し、郎党が馬や徒歩で主人に従った。さらに主人や郎党たちの身の回りの世話などをする下人などが従った。主戦力は馬上で弓矢を射合う少数精鋭の武士であり、刀剣類は二次的なものとされてきた。また、当時の馬は小さいうえ重武装の武士が乗るため、堀を飛び越え、斜面を駆け上がることは無理とされている。

したがって詰城は急峻な地形であればよく、有事に幕を張って矢を防ぎ、本柵を築き楯を並べ

て防御力を強化した。

鎌倉末期から南北朝期にかけて戦いが日常化し、規模も大きくなる。戦法や武具の進歩が城郭の改良を促し、詰城は常設され、領主の勢力の拡大とともに城域も拡大する。七尾城（益田市七尾町）は尾根の先端に位置する通称「尾崎丸」周辺が初期の城郭とされ、益田氏の勢力の拡大とともに城域が拡張し、城の中心が後方に移動した好例である。

丸茂城も中心がBからCに移動している（初期の詰城をCの位置に築くことは、少ない兵力の分散配置を強要するため、可能性は低い）。勢力の拡大にともなうのか、軍事的な要請で他の勢力（益田宗家か）によって行われたか定かでないが、BとCの縄張に共通性が少ないことから、後者と考える。

Cの中心、主郭は郭1と考えられ城内最大の面積を持つ。土塁や櫓台、虎口は築かれていないが、南側は小規模だが堀切を3本連続して築くことによって尾根筋からの攻撃に備えている。堀切の両端は竪堀となり、西側にはさらに竪堀が2本築かれており山腹の移動を防いでいる。主郭の北側から西側にかけて郭2、郭3、郭4を築いているが、いずれも土塁などは認められない。壁は削り込まれているが、郭1、郭2以外の削平は不十分で、特に郭3の東側は地山のように見える。郭の周辺には帯郭が築かれ、西から北側にかけて麓近くまで雛壇状に帯郭が築かれている。麓近くの帯郭は近年の耕作のために設けられた可能性があるため、縄張図には図化しなかった部分があるが、主郭周辺は防御施設と見る。郭3北側に堀切aが築かれており、両端は竪堀b、cとなっている。cは上端に虎口受けとも見られる削平地dが存在するため、竪堀cは登城道としても使われていたのかもしれない。

主郭北西の尾根筋には丸茂城の見所である連続竪堀群が築かれている。主郭北西の尾根筋には元々比高差のある連続堀切e、fが築かれており（地形から見てeの両端は竪堀にはなっていなかったものと考える）、上位の掘切に竪堀を築くことによって破壊し、さらに東側に山腹の移動を防ぐため、竪堀を築いている。連続竪堀群を築くことによって小城を改修強化した典型的な例といえる。さきに丸茂城は小城としたが、本城部を指したものであり、並立する周辺の尾根に防御施設が認められることから、狭義の丸茂城は小城だが、広義の丸茂城の城域は広大なものであったと考える。

城郭の防御主体は西方を向いており、宇津川方面からの脅威が存在したことを如実に物語っている。

3．益田氏と陶・毛利氏

天文20年（1551）、大内氏の筆頭老臣、陶隆房、内藤興盛、杉重矩が揃って挙兵した。大内義隆は義兄にあたる吉見氏を頼って逃れようとしたが、深川大寧寺で自害した。

益田氏は吉見氏と領地を接し、軍事的緊張が続いていたため陶隆房からの要請で吉見領に侵攻した。

天文22年、吉見正頼は陶晴賢（隆房から改め）討伐を宣言し、津和野城（註3）に籠ったため、天文23年（1554）陶晴賢らは大軍を率いて山口を発し吉見領に侵攻した。勝山城（山口県阿武郡東町）など吉見氏の勢力を排除し、大内義長（註4）の本陣を徳佐に移した。陶晴賢は長野（鹿足郡津和野町長福）で益田藤兼と合流し、津和野城を見下ろす陶ヶ嶽（津和野町鷹原）に陣を築き、

吉見正頼の籠る津和野城と対峙した。

ところが吉見氏の奮闘によって大内軍主力が津和野に釘付けとなっている間隙を突いて毛利元就は決起し、安芸国内の陶氏の拠点である佐東銀山、己斐、草津、桜尾等を制圧した。

陶晴賢らは吉見氏と戦闘終結の交渉を続け、幕府から派遣されている上使への益田藤兼の働きがけによって講和が成立し、講和成立とともに撤退を開始した。大正10年にＪＲ山口線の鉄道工事に際して津和野町大蔭から出土した製鉄茶釜には陶氏累代の菩抵寺である「鹿玉山」「龍文寺」（山口県徳山市）の銘が鋳込まれているため、陶氏によって陣中に持ち込まれていたものと考えられる。それを持ち帰らずに打ち捨てざるをえなかったことは、いかにあわてて退却していったかを如実に物語る。

陶晴賢ら大内軍は主力を岩国に集結し、毛利軍と決戦を挑むが天文24年・弘治元年（1555）厳島に誘い込まれ壊滅的打撃を受け、陶晴賢は自害した。大内義長権力と密接な関係を築いていた益田氏にとって大内軍主力の壊滅、とりわけ陶晴賢の自害は青天の霹靂であった。以降益田氏は存亡の危機におかれることになる。

一方吉見正頼は講和を破棄し、山口県阿武郡に進撃し、山口を目指すとともに、益田領の美濃地・黒谷に侵攻した。

大内義長は異母兄の大友義鎮を頼って内藤隆世と共に勝山城（山口県下関市田倉・小野）に籠城するが進退きわまり弘治３年４月、義長は降伏し、長府の長福院で自害した。

毛利元就は厳島の戦いの後に防長侵略と同時進行で石見侵攻に乗り出し、弘治２年３月に吉川元春を大将とする軍勢を石見に派遣した。

吉川元春は毛利氏に服属した福屋・周布氏らとともに吉見氏と結んで益田・三隅氏らを狭撃するために三隅・永安氏領に攻め込み、三隅高城の出城の鐘ノ尾城などで激しい功防戦が行なわれた。益田氏と供に戦った長安氏は本城の矢懸城（那賀群弥栄村大字永安本郷）を支えきれず益田氏を頼って敗走し、益田氏は追い詰められたが、吉川元春の仲介によって降伏を許された。

４．益田氏の城郭と連続竪堀群

天文23年（1554）陶晴賢は津和野城を見下ろす陶ヶ城（津和野町鷹原）に本陣を移した。陶氏の本陣からは津和野城の南端の郭を見下ろせるが、吉見氏はこの南端の郭の周囲に連続竪堀群を築いて対処した。連続竪堀群は急峻な地形に築かれており、竪堀単体の長さも短いが規模は大きい。さらに南端の郭には石を張った櫓台状の段が認められており、重層の建築物が築かれていたものと考えられる（註５）。したがって、南端の郭は陶氏本陣からの視覚効果を狙ったのだろう。陶晴賢本陣から見下ろすと山腹を刻む畑の畝のように見える竪堀群は配下の益田氏等属将に強烈なインパクトを与えた。

陶晴賢の本城である若山城（新南陽市福川・徳山市夜市）は、陶晴賢が挙兵した天分20年に大改修が行なわれ面目を一新し、連続竪堀群はこの時に築かれたとされる（註６）。

しかし、連続竪堀群は主郭北方の尾根筋、いわば最前線のみにしか確認ができない。東側に位置する陶氏館（徳山市下上）とは距離が離れすぎており、また、西麓からも見えないため視覚効果は期待できない。また、陶晴賢自害後も弘治３年２月まで長子長房等が毛利軍の侵攻を防いだことから、陶晴賢自害後に築かれた可能性が高い。

弘治３年３月、山口高嶺城を捨て西走した大内義長が大内家重臣内藤隆世と籠城した勝山城にも連続竪堀群が築かれている。

連続竪堀群は益田氏の本城である七尾城（益田市七尾町）などでも確認されている。七尾城は主郭南側尾根筋に対して深い堀切と土塁（櫓台か）を築くことによって防御力を強化し、両側の壁に連続竪堀群を築くことによって地形を破壊し、攻撃勢力を山腹の迂回を遮断している。

連続竪堀群は北東端（通称艮の出丸）にも築かれているが、大手道（通称尾崎丸の直下に想定される）を守る郭等に連続竪堀群が確認できない。最新の防御施設である連続竪堀群を「最前線」である尾根筋に築き、次に七尾城の東側、仙道方面に築いたのは益田氏が仙道方面からの脅威を感じていたことを如実に物語る。他に築かれなかったのは主要城郭の改修を優先させたのだろう。連続竪堀群は他の城郭にも認められているが、いずれも吉川、福屋、周布氏などの毛利軍と吉見氏の侵攻ルートに接している。

高津川沿いに侵攻する吉見氏に対し角井城（益田市須子町）、過去の領地紛争の経緯から吉川氏の侵攻が予想される長安領には長安氏の本城である矢懸城（那賀郡弥栄村大字長安本郷）、矢懸城の北側に対峙する位置にある千穂山城（那賀郡弥栄村大字小阪）、三隅氏の本拠の三隅高城（那賀郡三隅町大字三隅）、三隅高城の支城鐘ノ尾城（那賀郡三隅町三隅）、三隅高城と矢懸城のほぼ中間に位置する井野城（那賀郡三隅町大字井野）、四ツ山城（美濃郡美都町大字朝倉）、そして丸茂城に確認できる。

したがって陶氏、益田氏などは津和野城攻防戦において習得した連続竪堀群を活用した防御戦略によって毛利軍と戦う準備をしたものと考える。

なお、連続竪堀群の築き方に地域差が認められる。三隅高城、井野城、千穂山城は城域から放射状に築き、丸茂城や四ツ山城は侵攻が予想される方面のみに築かれ、馬蹄形に展開する尾根を利用して築かれた角井城は城外に面する山腹すべてに連続竪堀群を築いている。地形による制約も考えられるが、方面毎に益田氏が任命した複数の改修責任者がいた可能性がある。矢懸城や鐘ノ尾城に部分的に築かれたのは時間的な関係か（註７）。

５．宇津川城と毛利軍

宇津川城は美濃郡美都町宇津川に所在する城郭である。集落の背後の低い尾根に築かれており、地形に沿って築かれた古いタイプの城郭だが交通の要衝に位置する。

八幡原から道川を経て宇津川に侵攻した毛利軍によって宇津川城は占領され、益田藤兼が派遣した軍勢と激しい功防戦が行なわれたとされてきたが、現在否定されている（註８）。

宇津川城は益田氏の本拠である七尾城の西方、直線距離で約15㎞の位置にあり、丸茂城とは直線距離で約３㎞しか離れていない。宇津川城と七尾城の間には津毛城（美濃郡美都町都茂）や山本城（美濃郡美都町山本）、竹城（美濃郡美都町小原）や忠城（美濃郡美都町東仙道）など多くの城郭が築かれているが、古いタイプの縄張や単郭の城郭が多く、連続堀切によって防御を固めている都賀根城（美濃郡美都町三谷）と連続竪堀群が築かれている丸茂城と四ツ山城（美濃郡美都町朝倉）が防御拠点として活用できる程度であるため、丸茂城が最前線の城郭として位置付けられていた。

四ツ山城は七尾城の西方６㎞の位置にあり、寄り添った四つの円錐型の山々に築かれた城塞群

から構成されている。急峻な地形に依存する古いタイプの城郭である。見た目は手強そうだが各ピークの収容兵力に限りがあり、谷々に駐屯する城兵との連絡を誤ると個別撃破される恐れがある。四ツ山城と七尾城の間には小規模な大谷城などしか存在していないため、四ツ山城まで攻め込まれるような状況になると、七尾城は籠城態勢に追い込まれてしまう。

したがって宇津川城は益田氏にとって押さえておかなければならない城郭である。「最前線」の役割は宇津川城が果たすべきであるが、宇津川城に益田氏による改修強化の痕跡は認められない。このことは益田氏が改修できない状況。つまり益田氏が自ら保有する主要城郭を改修強化することを決意した時期には宇津川城は毛利軍によって占領されていたのだろう。

6．おわりに

丸茂城は開発領主によって築かれた丸茂城（館）と詰城の時代（ア）、戦闘の日常化、戦闘規模の拡大から城郭の中心を移し、常設した時代（イ）、連続堀切や三重堀切を築いて強化した時代（ウ）、そして既存の連続堀切を破壊して連続竪堀群を築いた最終段階（エ）の大きく4期に分けることができる。

南北朝期の城郭の特徴として帯郭の多用が指摘されているため（註9）、丸茂城の中心がBからCに移った（イ）の時期は、主郭周辺の執拗ともいえる帯郭群の存在から南北朝期と考える。領地紛争が続いていたため、戦略的な価値が上昇したのだろう。以降、戦術や武具と城郭はあたかも車の車輪のごとく進化するため、（ウ）の時代は城郭の改修強化に試行錯誤が繰り返される時代である。現在様々な防御施設が益田氏領内の城郭に認められるが、丸茂城の主郭南方尾根筋に築かれている小規模な三重堀切は、同様に領地紛争から吉見氏と争奪を繰り返したため、益田氏が重要視した横山城（益田市柏原町）などにも築かれており、連続竪堀群が導入される以前の益田氏系城郭技法のひとつの到達点と考えている。

（エ）の最終段階は益田氏の存亡をかけた戦いにおいて最前線の軍事拠点として改修されたものである。

以上のように丸茂城は益田氏にとって常に重要な軍事拠点として存続しており、益田氏関連遺跡としてはむろん、時代の要請によって改修が続けられたことがあきらかであるため、益田氏系城郭だけではなく、西石見の城郭史を考えるうえでも貴重な存在である。

註1　資料集　益田藤兼・元祥とその時代　益田氏教育委員会　1995
註2　廣田八穂「西石見の豪族と山城」
註3　他にも三本松城等の名称があるが、ここは津和野城で統一した。
註4　陶晴賢（隆房から改め）から擁立されて大内氏の当主になった晴英（豊後守護大友義鎮（宗麟）の異母弟、母は大内義隆の姉）
註5　石見地方において石を張った櫓台状の段は琵琶甲城（邑智郡羽須美村）に認められる。江川から見栄えする位置にあり、重層の建築物を築くことによって「見せる」効果を狙ったものと考えられる。
註6　村田修三編　「若山城」『図説中世城郭辞典』第三巻　1987
註7　津和野城、七尾城、角井城、矢懸城、千穂山城、三隅高城、井野城、四ツ山城の縄張図は「石見の城館跡」島根県教育委員会　1987　参照
註8　同註1
註9　村田修三編『中世城郭研究論集』角田論文「近畿地方における南北朝期の山城」新人物王来社　1990

美都町丸茂城跡の縄張図（寺井論文付図）

写　真　図　版

森下遺跡①・丸茂城跡②の遠景（国道191号線より）

遺跡より国道191号線方向を望む（丸茂郷）

図版 2

発掘区の全景（北西より）

発掘区の全景（北西より）

遺跡より国道191号線方向を望む　　東（右）側・二川地区へ
西（左）側・丸茂郷・都茂地区へ

４．３．２区　遺構検出状況（南より）

図版 4

2 区　ABベルトの断面（西より）

2 区　SB01（手前）検出状況　SB03（奥）

2 区　SB01検出状況（東より）

2 区　中央集石遺構（東より、奥がSB03）

図版 6

2区　中央集石遺構検出状況（東より、奥がSB03）

SB03検出状況（東より）

SB03検出状況（西より）

3区　遺構検出状況（西より）

図版 8

3 区　北側遺構検出状況（南より）

3 区　北側遺構検出状況（西より）

3 区　土坑検出状況

3 区　土坑検出状況

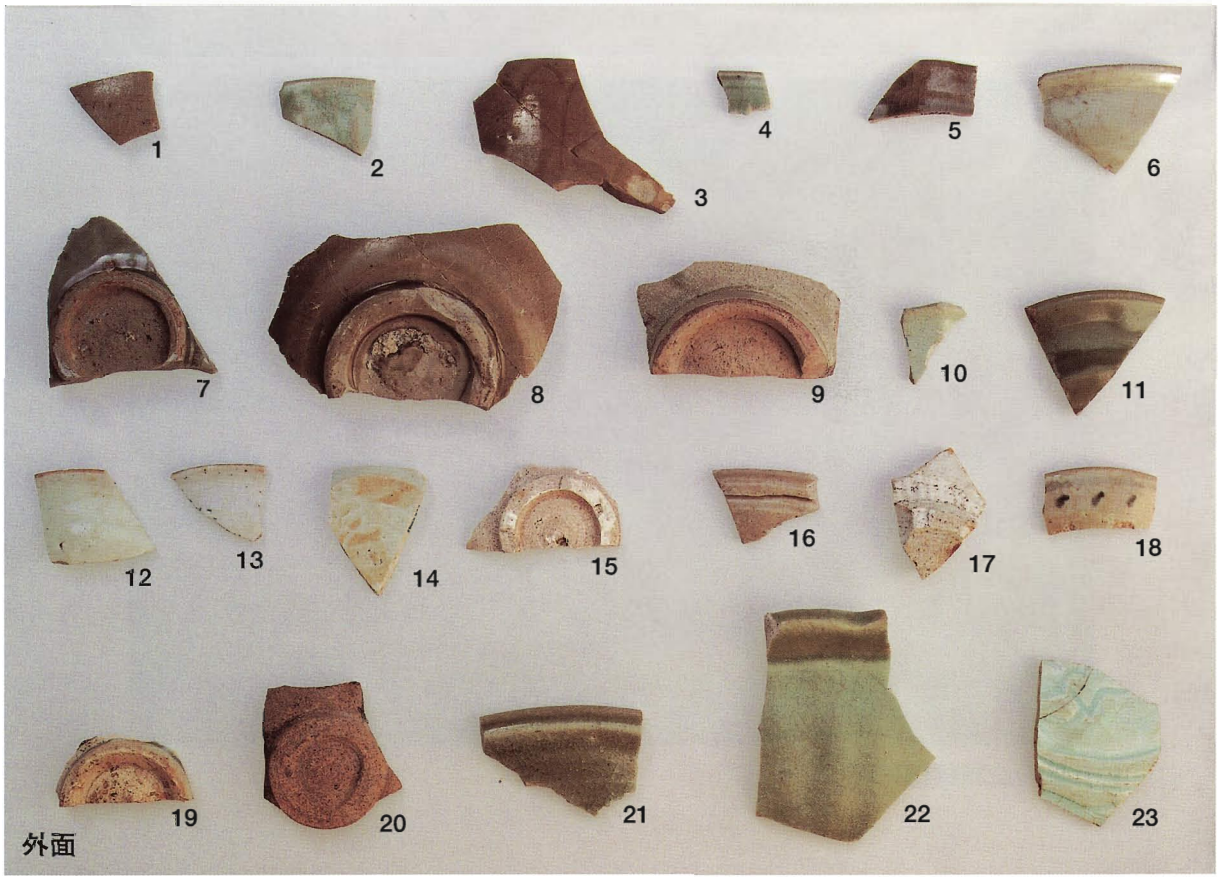

出土遺物（陶磁器類）1

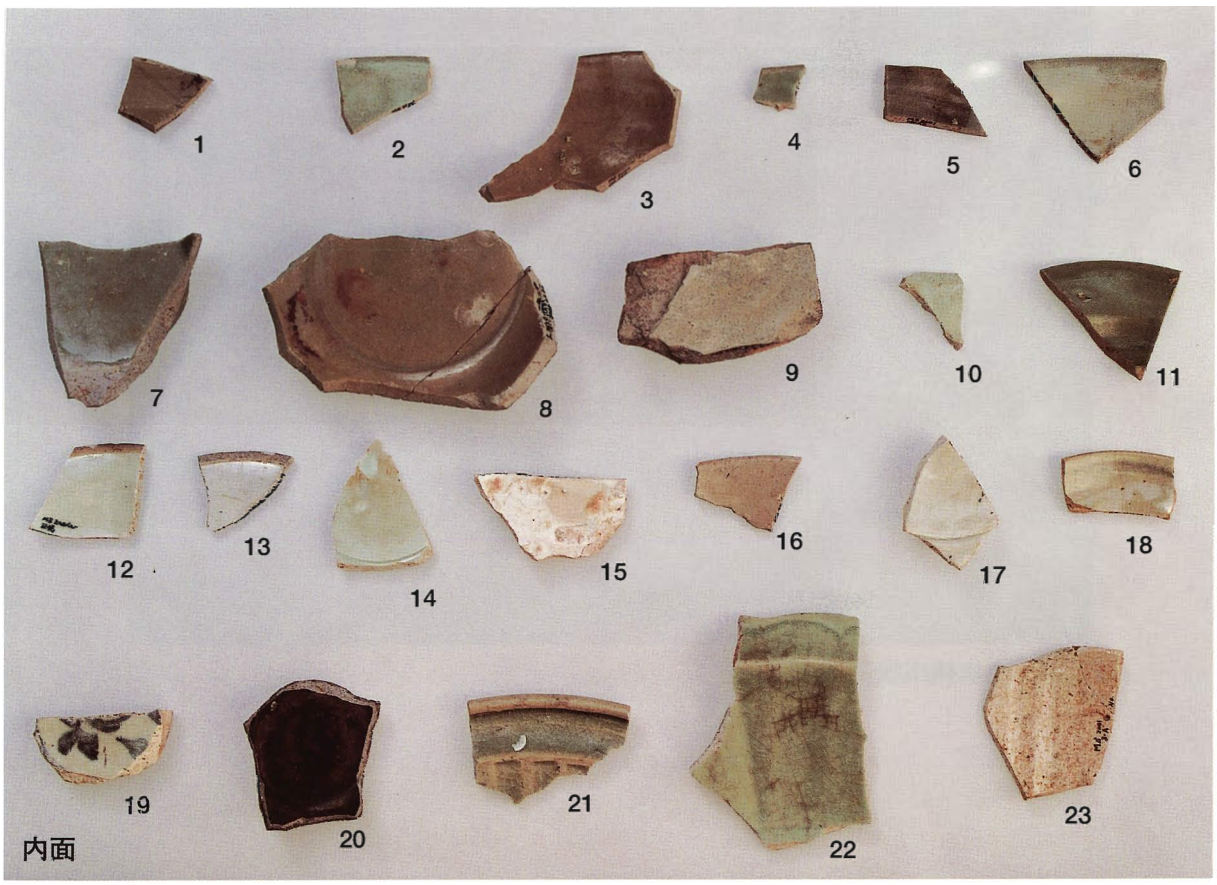

出土遺物（陶磁器類）2

出土遺物（陶磁器類）3

(1 / 2.4)

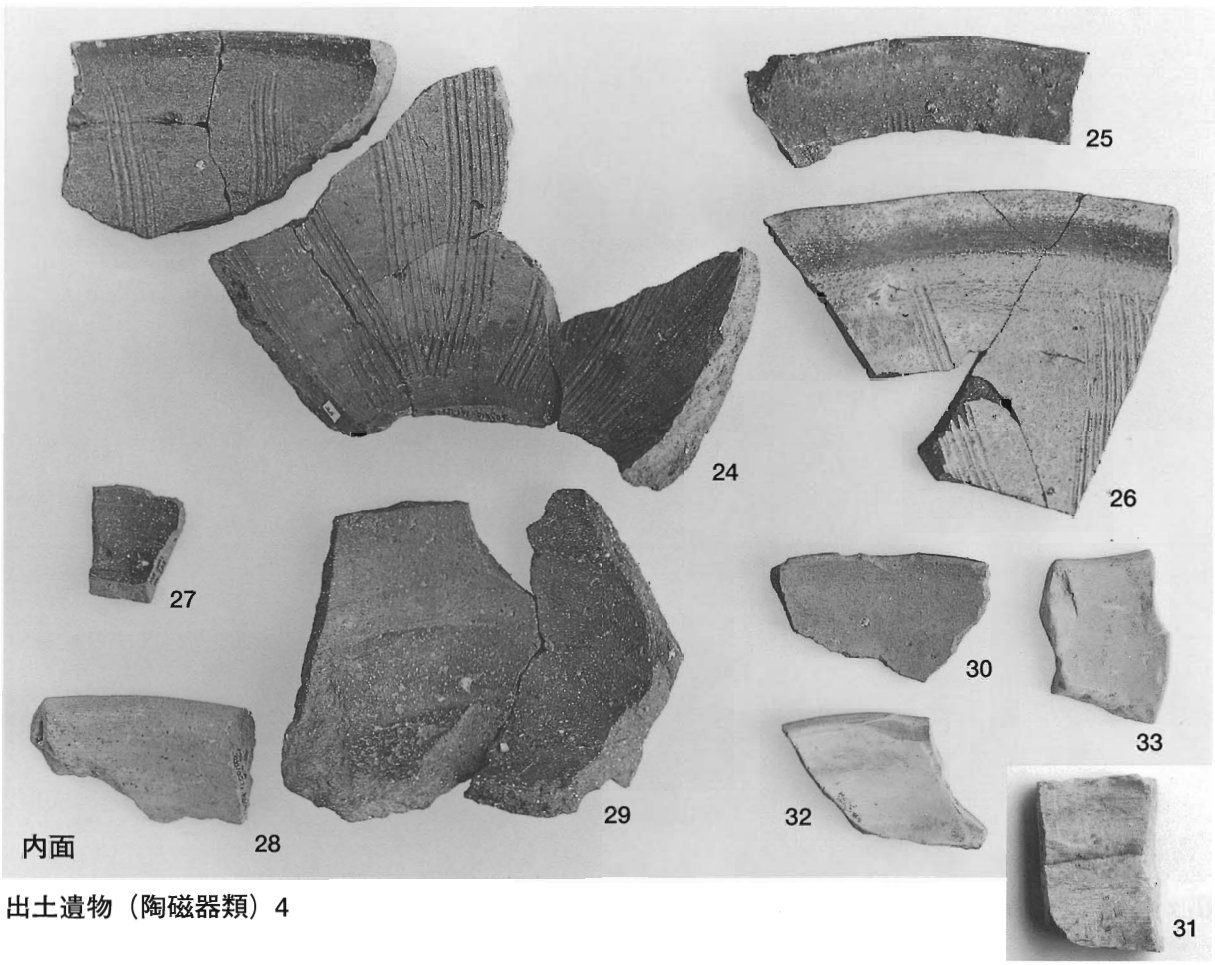

出土遺物（陶磁器類）4

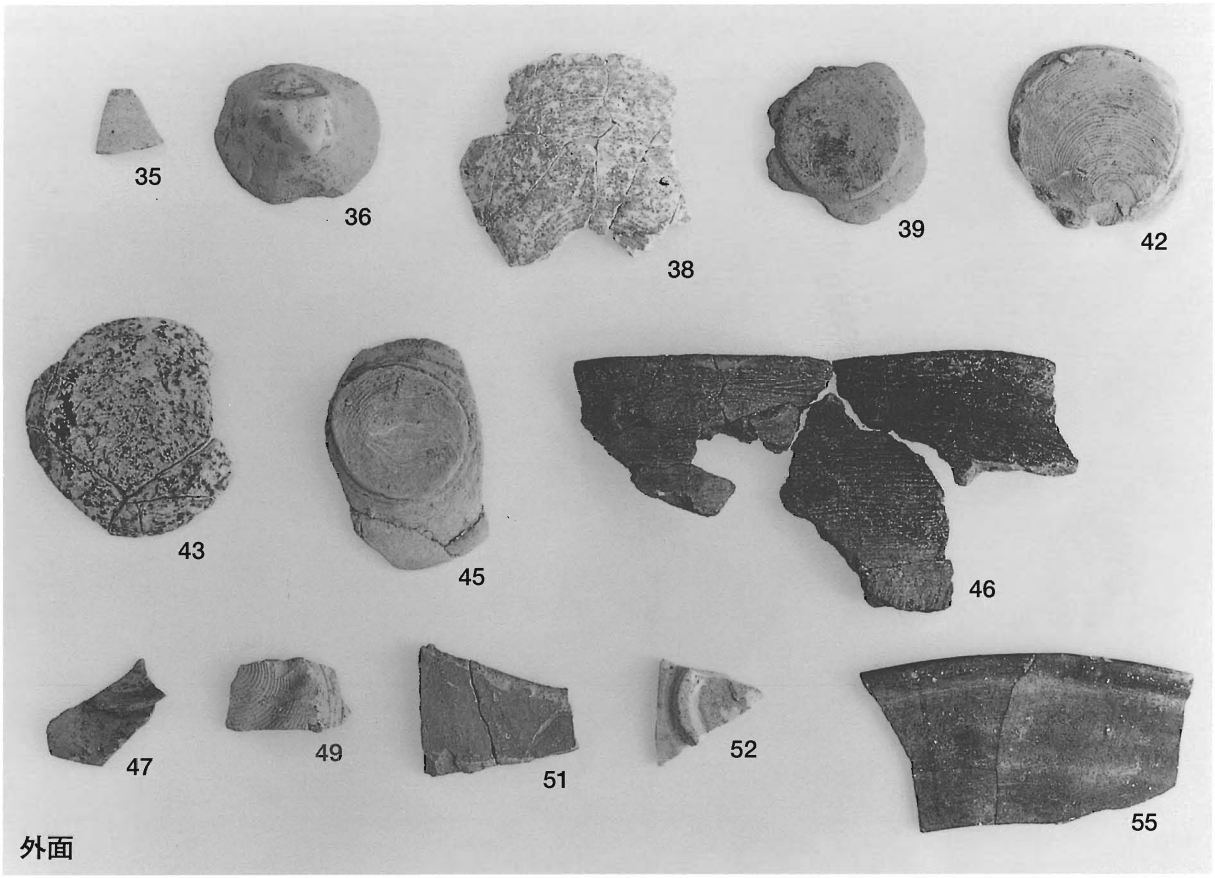

出土遺物（土器・陶磁器類）5

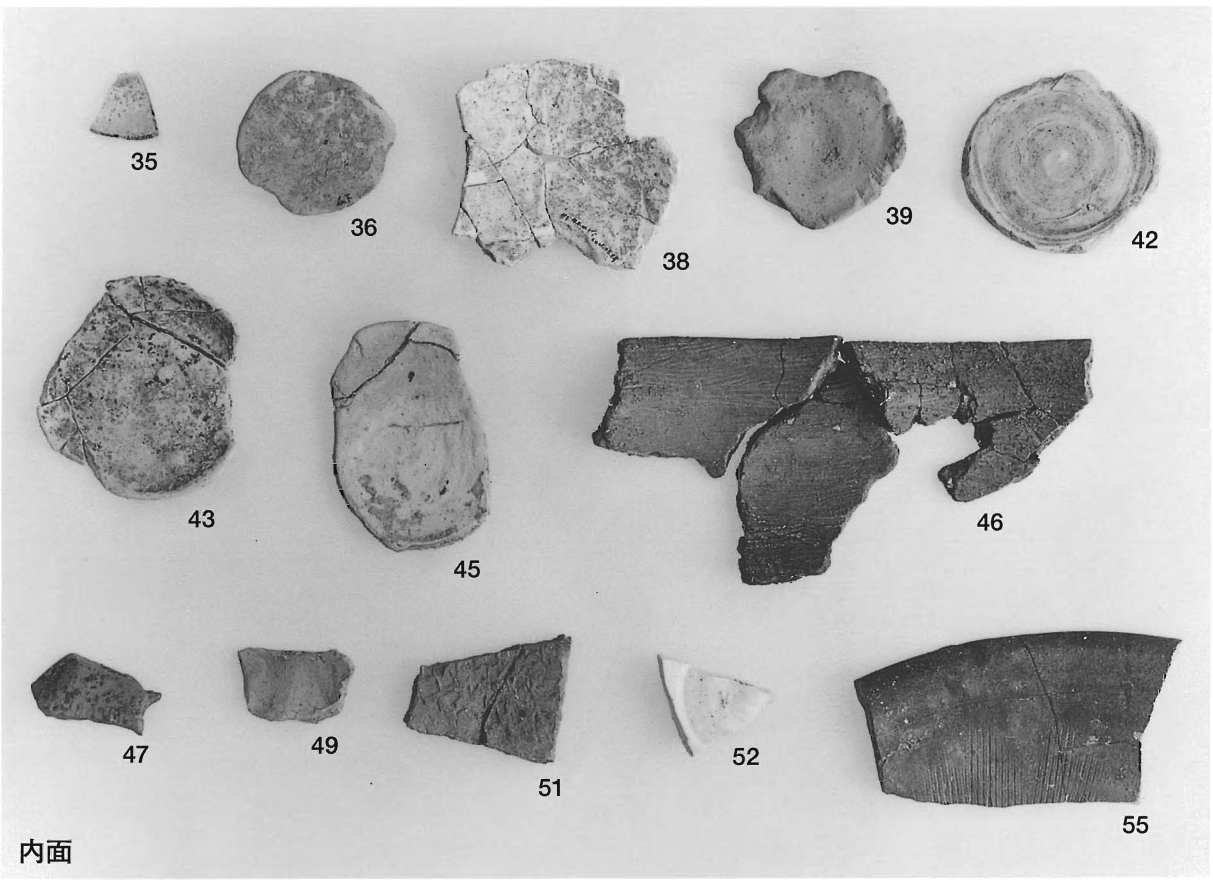

出土遺物（土器・陶磁器類）6

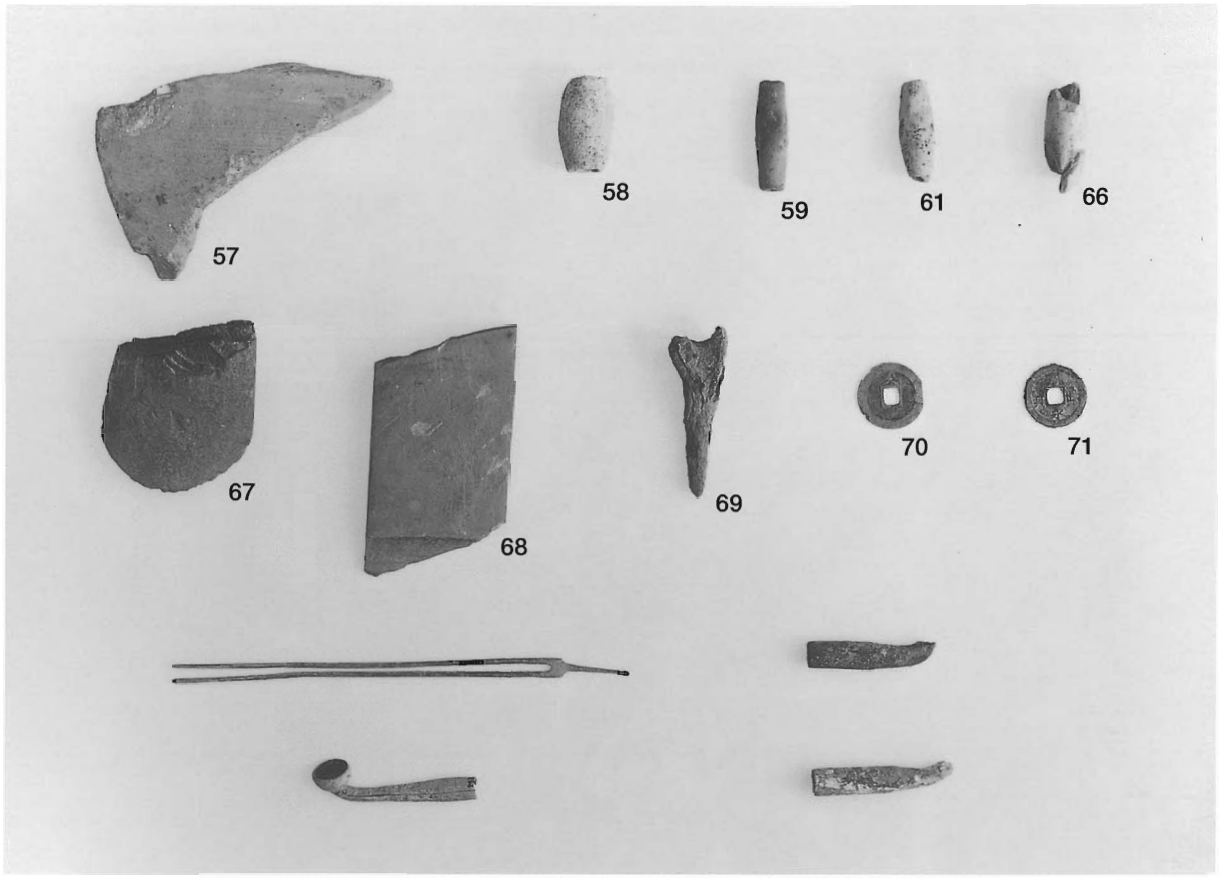

出土遺物（土器・石器・土錘・鉄鏃・その他）7

報告書抄録

ふりがな	もりのしたいせき
書名	森下遺跡
副書名	益美地区中山間地域総合整備事業（丸茂原）に伴う発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	島根県美濃郡美都町埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号	Ⅲ
編著者名	河野敏弘、大野芳典
編集機関	美濃郡美都町教育委員会
所在地	〒698－0203　島根県美濃郡美都町大字都茂1803－1
発行年月日	2004年3月

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
森下遺跡（もりのしたいせき）	島根県（しまねけん）美濃郡（みのぐん）美都町（みとちょう）大字丸茂（おおあざまるも）	32481	R68	34度40分15秒	132度0分32秒	2001.05.10～2001.09.17	900㎡	圃場整備（丸茂地区）に伴なう事前調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
森下遺跡	館跡	南北朝時代～室町時代	掘立柱建物跡 礎石建物跡 集石遺構 土坑	貿易陶磁器 須恵器 備前焼 越前焼 土師質土器 土錘	中世丸茂氏の居館跡

島根県美濃郡美都町埋蔵文化財調査報告書Ⅲ

森　下　遺　跡

益美地区中山間地域総合整備事業（丸茂原）に伴う
発掘調査報告

２００４年３月発行

発行　美都町教育委員会

印刷　柏木印刷株式会社